

思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま

広
報

たかはま

2015

4 / 1
APRIL

No.1240

ク
ツ
キ
ー
に
感
謝
を
こ
め
て

卒業を控え、6年生が、おうちの方や、先生たちにお礼の気持ちをこめてクッキーを手作りしました。「ありがとう！」がいっぱい詰まって、最高においしく焼きあがりました。

感謝の気持ちを忘れずに、4月からは中学生として頑張ってくださいね。

(港小学校にて撮影)

- P2 平成27年度 施政方針
- P6 平成27年度 当初予算決定
- P8 特集 まちづくり出前授業について
- P14 愛知県議会議員一般選挙
- P18 こどもクラブ員募集



しあわせが実感できる社会へ

平成27年度

施政方針

大家族の一員として
自分自身で動いてみませんか



高浜市長 吉岡初浩

※本文は、市議会3月定例会で行った施政方針演説を要約したものです。

「しあわせ」とは、人から与えられるのではなく、自分自身が何か達成感を得たときに感じるものかもしれません。また、自分だけで達成しても、満足感を誰かと共有できなかったら、その満足はしあわせに結びつかないのかもしれない。

顔がつながり、人がつながることで、安全や安心、幸福感が生まれます。また、社会生活のあらゆる場面で、自分自身が動くこと、かかわることで満足感や幸福感が生まれます。

さあ、自分から動き、町内会やまちづくり協議会、ボランティアなど、大家族の一員として自分自身ができることから地域とつながってみませんか。

本年度に策定予定のしあわせづくり計画（第3次地域福祉計画）には、こうした市民の皆さんが自分自身でできることを取りまとめしていく予定です。

少子高齢化や人口減少の影響などにより、ものの豊かさを追求する成長社会の継続は望めません。しあわせを実感できる成熟社会への転換が必要になります。しあわせづくり計画は、成熟社会に向けての試金石として位置付けて策定していきます。

さて、本市の将来において、公共施設の約半数が築後30年以上経過し、老朽化対策は喫緊かつ最重

主要事業

Ⅲ 明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう

- ❖ 企業誘致の促進などに向けて、東部地区の整地工事や代替地に係る測量実施、北部地区の新たな工業用地の創出に向けての調査
- ❖ 産業を元気にしていくための支援のあり方を、現場の声を踏まえて、見直し・再構築
- ❖ 風水害・地震について「いつ・誰が・何を・どのようにする」といったタイムラインを意識した「行政行動計画」の策定
- ❖ タイムラインの要素を取り入れた「地域行動計画」を町内会やまち協と協働で策定し、防災訓練に活用
- ❖ 水害ハザードマップの作成
- ❖ 名古屋大学減災連携研究センターへ市職員を派遣
- ❖ 地域防災リーダーの養成
- ❖ 「防犯ネットワーク会議」を設置し、地域や警察などと連携しながら犯罪防止活動を実施
- ❖ 道路・橋梁の安全点検と修繕・改修
- ❖ (仮称)論地どんぐり公園の整備
- ❖ (仮称)高浜緑地の整備を県と調整して推進
- ❖ 学校と連携した環境学習の充実
- ❖ 市民との協働による環境施策の研究

Ⅳ いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう

- ❖ 「第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」の推進
- ❖ 介護予防・日常生活支援総合事業を実施
- ❖ 市民や事業者と連携し、健康自生地を拡大
- ❖ 認知症対策として、60歳以上の市民を対象に高齢者機能健診「脳とからだの健康チェック」を実施
- ❖ 「高齢者見守りSOSネットワーク」を構築
- ❖ 医療的ケアが必要な障がい児が通所できる施設整備の準備、グループホームなどの施設支援策の検討
- ❖ 災害時要援護者管理システムを活用し、地域と連携した避難行動要支援者の支援体制を整備、福祉避難所の受入体制の整備
- ❖ 妊娠期から子育て期にわたる支援のワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」をこども発達センターに併設
- ❖ 母子ショートステイ、訪問支援などの産前産後サポート事業を実施
- ❖ 生活困窮者自立支援として、就労準備支援、家計相談支援、学習支援などの包括的な支援の実施

思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま



要課題です。厳しい財政の中、「経営の鍵」となるものは、「公共施設のあり方」と「行政サービスのあり方」を両輪とした取組みを進めることです。

東洋大学の根本祐二教授は、全域、校区、住区の3階層マネジメントを唱え「校区にある学校は避難所を兼ねていることが多く、残すべき施設で、学校単独ではなく校区内の他の施設が持っていた機能を果たせるように多機能化する。住区にある集会所などは自治体が所有せず、例えば、民間施設を利用する。その際、必要に応じて費用を補助する。」と述べています。まさに、本市の公共施設の方向性が示されています。今後とも市民の皆さんと、ともに知恵を出し合い、貴重な財産である公共施設を賢く使っていききたいと考えています。

最後に、国の地方創生政策を受け、高浜版総合戦略と人口ビジョンを策定しますが、その基本的な考え方は、自分たちで「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」「まちにしていこう」という、自治基本条例の理念を実現することです。何か新しいことに取り組むのではなく、第6次高浜市総合計画を着実に具体化していくことで地方創生につなげていきます。

平成27年度

I みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう

- ❖ 「自治基本条例」施行後5年間の成果や課題の振り返り、条文の見直しの必要性などについて検証
- ❖ 「まちづくり協議会条例」に基づいた各まちづくり協議会の認定手続き
- ❖ 地域に対する交付金制度のあり方について検討
- ❖ 国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンや総合戦略を踏まえて、第6次高浜市総合計画と整合性を図りながら、「高浜版総合戦略」を策定
- ❖ 市民とのワークショップを交えて「しあわせづくり計画（第3次地域福祉計画）」を策定
- ❖ 道路橋梁などのインフラ資産を含めた「公共施設等総合管理計画」を検討
- ❖ 「公共施設のあり方計画」の進捗状況の公表および「公共施設白書」の更新
- ❖ 市役所本庁舎の整備
- ❖ 「高浜小学校整備検討方針」に基づいた整備手法の決定および事業者提案の募集

II 学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう

- ❖ 「生涯学習基本構想」を包含する総合的な取組みとして「タカハマ！まるごと宝箱」を本格実施（語り合い・学び合いの会の開催、その内容を小冊子化）
- ❖ 市民映画「タカハマ物語2」の制作を通じて、こども・若者の成長を応援
- ❖ 女性の社会進出や保育ニーズの多様化などの課題に対する方針である「子ども・子育て支援事業計画」に基づいた子育て支援策の推進
- ❖ 居場所充実事業として4月から児童クラブ対象を「小学校に就学している児童」に拡大
- ❖ 年間を通じた子どもの居場所確保のため、児童センターの休館日の変更や雨天時、長期休暇時にも対応できる体制づくりを整備
- ❖ 12年間の学びや育ちをつなげるため、学校・家庭・地域が子どもの年齢に応じた生活習慣や学習習慣といった「めざす子ども像」を共有・推進



平成27年度

教育行政 方針



教育長 岸上善徳

※本文は、市議会3月定例会で行った教育行政方針演説を要約したものです。

平成27年度は、改正地方教育行政の組織および運営に関する法律の施行を受け、新教育委員会制度導入の初年度の年です。また、国の教育施策として、道徳の特別教科化、小学校の英語の教科化、外国語活動の3・4年生への導入など、今後とも教育改革のうねりが続くものと思われま。新教育委員会制度の柱である新教育長の設置、総合教育会議の開催、教育大綱の制定など、時代の流れを見据えて、準備していく必要があります。

一方、学力・体力低下の問題をはじめ、子どもたちの貧困問題、新たないじめ防止への対応、学校不応応をおこなっている子への支援、教員の資質向上など、教育行政として取り組むべき課題は、確実に増加しています。

そうしたなかで本年度は、高浜市教育基本構想が始まり4年目を迎えます。昨年度は、高浜市が育てていきたい子どもの姿として、生活習慣・学習習慣について具体的に明文化しました。本年度は、学校・家庭・地域と協働して、その周知に力を入れていきます。

高浜教育のキーワードは「12年間の学びや育ちをつなげる」ことです。高浜市の教育は、高浜市の教職員全員でつくり上げていくという強い自覚のもと、12年間の子どもたちの学びや育ちに責任をもち、一丸となって指導していく体制を充実していきます。

1 幼・保小中連携 教育の推進

高浜市のよさを子どもたちが感じながら、心豊かに成長発達するために、幼・保小中の学びや育ちをつなぐ、縦の連携教育を推進していきます。具体的には、平成25年度より開始した高浜力リキラムを幼・保、小学校3・4・5年生、中学校1・2年生に拡大し、平成28年度には完全実施できるようにします。

また、教師間の情報交換会や異校種参観を継続実施し、異校種間での子ども同士の交流事業など異校種間連携事業を行います。

さらに、園・学校・家庭・地域の横の連携に焦点を当て、めざす子どもの姿を共有化するために、「高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣」の周知に努めます。

2 確かな学力の向上を めざして

(1) 教師力・授業力の向上

子どもたちに確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手としての教員の教師力・授業力向上をめざし、研究委嘱校として3年目となる港小学校に加え、新たに、高取小学校には道徳を基盤とした学校づくりについて、高浜中学校には健康推進につ

いて研究委嘱します。

また、教員研修では、教育センターグループが核となり体系的・計画的に実施することで、「10年後の高浜市の教育」に必要な教職員の資質と指導力を向上させていきます。学習指導要領では、すべての教科・領域で、言語活動の充実に努めるよう示されており、3年目の教員に国語の授業づくりの基礎・基本研修を位置づけることも、特別支援教育の研修、小学校技能教科指導研修、小学校外国語活動指導研修などを実施し、実践的指導力の向上を図ります。

(2) きめ細やかな指導の充実

少人数指導は、各学校で子どもの実態にあわせ、効率よく展開されていますが、基礎学力の定着に加え、活用力の育成にも力を入れるなど学力の向上が求められています。子どもの実態にあわせた指導方法を工夫するとともに、少人数指導の授業方法を検証し、効果的な指導方法の追究をしていきます。

3 個に応じた教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

園や学校で困り感がある子どもには、必要に応じた支援ができるように個別の教育支援計画を見直し、その引継ぎでは、関係者・関係機関と連携して適



切な支援がなくなるようにしていきま
す。また、そのような子に寄り添った
学習・生活支援が有効であるため、学
校規模に応じたスクールアシスタント、
通級指導担当者、スクールサポーター
などを配置します。

教職員一人ひとりが、特別な支援を
要する子へ適切な支援を行ったり、障
がいの理解を深めたりするためにも、
研修を引き続き行います。

(2) ことも発達センターとの連携

本年度もことも発達センターの専門
職と教育委員会の専門家が、小学校区
ごとにチームを組み、各園・学校を巡
回訪問し、具体的な支援について助言
します。また、子どもの就学に不安を
もつ保護者には、ことも発達センター
と連携して、発達相談・教育相談を行
うことで、よりスムーズな就学につな
げていきます。

(3) 相談活動・学習支援の充実

「こころの相談員」の継続配置、子ど
もや保護者向けの相談体制の充実、ス
クールヘルパーの中学校への配置など、
学校不応におこなっている児童生徒の
学習支援や学校訪問などを行います。

(4) 外国人支援教育の充実

外国籍の子どもは、現在200人弱が
在籍しており、日本語教育が必要な子
が年々増加、多国籍化しています。通
訳者を3人配置し、通訳・翻訳、相談、
言語指導、進路相談など細やかな対応

を行うことで、日本の学校への適応を
図っていきます。

また、言語や生活習慣などに不慣れ
な外国籍の子を対象にした翼小学校の
「くすのき学級」での早期適応指導の取
組も成果を上げており、本年度も行い
ます。

4 安らぎと魅力のある 地域の学習拠点の確立

学校を「学びの拠点」とし、地域住民
が授業や学校行事などをとおして、子
どもたちと交流する場となるように努
めます。特に、生活科や総合学習な
どの高浜カリキュラムの実践や各種行
事においては、保護者・地域の方に積
極的に入っていたき、ともに活動し、
学ぶ機会となるような単元の設定や内
容にしていきます。

また、子どもたちが地域行事に参加
参画したりすることで、地域の方との
ふれあいを密にし、高浜市の文化を継
承、開発、発展させることができるよ
うな、「地域とこどもにある学校」をめざ
し、地域コーディネーターが中心となっ
て、学校と各種団体との調整をしてい
きます。

5 地域で子どもを育む 教育環境の整備

学校の教育活動について、保護者・
地域への説明責任を果たすために、学
校関係者評価を見直し、学校、家庭
地域がそれぞれできることを確認し、
協働するための学校づくり評価活動を
行います。

また、幼保小中が連携して教育を進
めていくために、小中間での計画的な
人事交流を進め、市内の教職員が、小
中学校のどちらでも勤務できるよう、
計画的に教員免許状が取得できる方策
を立てます。

6 市民の学び舎となる 教育環境の整備

高浜小学校を、多様な学習環境への
対応や地域での多目的活用ができ、防
災拠点となるように整備するための計
画を具体的に検討していきます。

また、子どもたちの安全確保・避難所
としての機能を確保するため、小中学校
の屋内運動場の吊り天井撤去などの改
修工事を順次進め、学校施設の老朽化
に伴う修繕は、学校の要望に応じた計
画的に予算化し速やかに実施します。

さらに、教育のICT化を見据え、
小学校パソコン教室のパソコンの入替
大型液晶モニター・タブレットなどの
導入を進め、子どもたちが授業に興味
をもち、積極的に授業に臨むことがで
きる環境づくりに取り組めます。

平成27年度 当初予算決定



全会計（総額）

234億5,104万円

（前年比 4.5%増）

一般会計	138億 4,630万円（前年比 2.1%増）
特別会計	85億 481万円（前年比 8.7%増）
企業会計	10億 9,993万円（前年比 5.6%増）

一般会計は、138億4,630万円で、前年度に対して2.1%の増となっています。

平成27年度は、「中期基本計画」と「公共施設あり方計画(案)第1次推進プラン」が2年目となることから、これらの計画を着実に実施するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、昨年度に引き続きすべての事務事業について点検を実施し、「厳しい将来に向かうスタート」と位置づけて予算編成を行いました。

平成27年度の主な事業としては、保育園、幼稚園、小中学校において、防災資機材を購入し、災害発生時に園児、児童、生徒を保護者に引き渡すまでの間の安全確保を図るとともに、指定した福祉避難所においても防災資機材を整備します。

また、高齢者がいきいきと健康に暮らすことができるよう、「福祉ボランティア活動」や「健康づくり活動」を通じてポイントを付与し、希望商品と交換する「いきいき健康マイレージ事業」を引き続き実施します。



特別会計の内訳

●国民健康保険事業	40億 932万円
●土地取得費	5,282万円
●公共下水道事業	14億 2,717万円
●公共駐車場事業	6,317万円
●介護保険	24億 9,368万円
●後期高齢者医療	4億 5,865万円

企業会計の内訳

●水道事業会計	10億 9,993万円
---------	-------------

◆一般会計予算って？

市の会計の基本となるものです。市税収入を主な財源として、福祉の充実や道路の整備など市の基本的な施策に要する経費の合計です。

◆特別会計って？

特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。高浜市では、現在国民健康保険事業など6つの特別会計があります。

重点施策

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

I. みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう

- しあわせづくり計画策定業務委託<継続事業>…958万円
- 公共施設等総合管理計画策定業務委託<新規事業>…961万円
- 高浜小学校整備事業支援業務委託<継続事業>…1,674万円

II. 学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう

- 児童クラブ業務委託<継続事業>…3,325万円
- 小学校屋内運動場吊り天井等改修工事<新規事業>…1億1,429万円
- タカハマ！まるごと宝箱事業<新規事業>…72万円
- 市民映画制作費補助<継続事業>…300万円

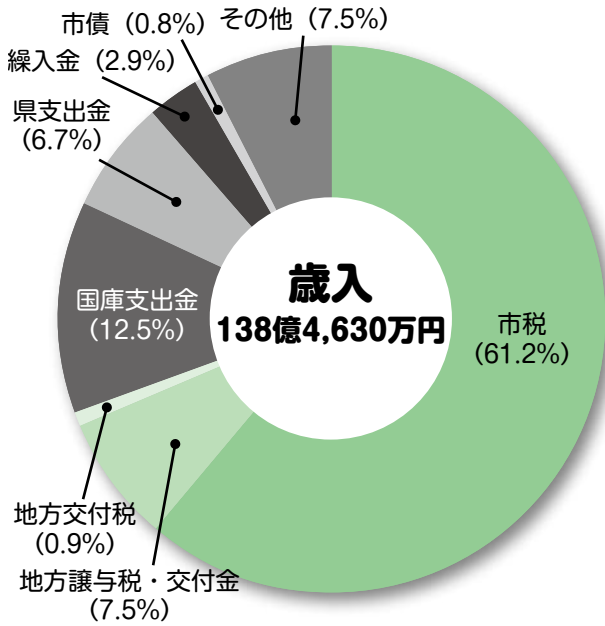
III. 明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう

- 防災資機材購入（保育園・幼稚園・小学校・中学校・福祉避難所分）<新規事業>…687万円
- 高浜市地域防災マップ（風水害編）改訂業務委託<新規事業>…734万円
- 不燃物理立場ごみ運搬業務委託<新規事業>…146万円
- 用地測量業務委託・整地工事<新規事業>…2,305万円
- 雨水排水施設修繕工事<新規事業>…1,898万円
- 港湾環境対策工事負担金<新規事業>…4,000万円

IV. いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう

- 生活困窮者自立支援事業<継続事業>…2,952万円
- 妊娠出産包括支援事業<継続事業>…492万円
- 生涯現役のまちづくり事業<継続事業>…337万円
- いきいき健康マイレージ事業委託<継続事業>…697万円

歳入 一般会計

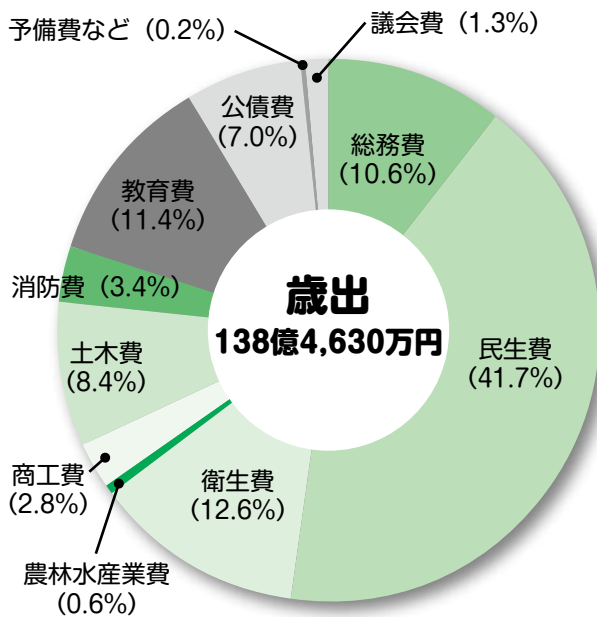


平成27年度の一般会計予算歳入では、市税収入について2.9%程度の増収を見込んでいます。その影響により、地方交付税のうち普通交付税については、6年ぶりに不交付となる見込みです。

市税	84億 7,957万円	(+ 2.9)
地方譲与税・交付金	10億 3,830万円	(+ 31.4)
(地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金)		
地方交付税	1億 3,000万円	(△ 48.0)
国庫支出金	17億 2,534万円	(+ 2.9)
県支出金	9億 3,016万円	(△ 5.6)
繰入金	4億 420万円	(+ 81.2)
市債	1億 800万円	(△ 65.9)
その他	10億 3,073万円	(△ 5.1)
(分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入)		

()は前年対比伸率(%)

歳出 一般会計



平成27年度の一般会計予算歳出では、企業支援および企業誘致に係る費用を新たに計上したため、商工費が大きく増加しています。

また、小学校の屋内運動場吊り天井等改修工事費として1億1,429万円などを計上したことにより、教育費が前年度と比べ、増加となっています。

議会費	1億 8,219万円	(+ 2.0)
総務費	14億 6,176万円	(+ 5.4)
民生費	57億 7,888万円	(+ 0.2)
衛生費	17億 3,968万円	(+ 5.2)
労働費	69万円	(△ 4.2)
農林水産業費	8,840万円	(+ 17.3)
商工費	3億 8,391万円	(+ 59.5)
土木費	11億 6,069万円	(△ 5.7)
消防費	4億 7,379万円	(△ 4.3)
教育費	15億 7,487万円	(+ 8.5)
公債費	9億 7,144万円	(△ 8.1)
予備費など	3,000万円	(0.0)
(災害復旧費、諸支出金、予備費)		

()は前年対比伸率(%)

わかりやすい財政のはなし 高浜市の借金時計って何？

“高浜市の借金はどれくらいだろう？”という疑問に答えるために、定期的に掲載しています。平成27年度当初予算(一般会計)の借入(市債)は1億800万円、返済(公債費)は9億7,144万円となっています。

計算方法

(一般会計+特別会計+企業会計)の
平成27年4月1日借入残高の合計
平成27年1月1日の人口

平成26年4月1日現在では、
市民1人あたり39万4,499円でした。



平成27年4月1日現在



高浜市の借金時計

市民1人あたりの借金額は？

37万9,574円

(平成27年1月1日現在の高浜市の人口 46,295人)

問合せ先 財務グループ ☎ 52-1111 (内線 306)

でも大好きな高浜市にするために たちができることってなんだろう？



なぜ「子ども」？

「小学6年生」に？

「こんな想いが込められています」

①中学生になったら大人の仲間入り
 卒業を間近に控えた6年生を対象とし、
 一步大人の仲間になつてく中学生になつた
 とき「まちづくりの担い手」として活躍し
 てほしい。

②考え・行動するきっかけをつくる

地域をよりよくするために、たくさん
 の人がさまざまな活動をしていることを
 知ってもらい、子どもたち自身もまちの
 ために何かできることはないか考え、行
 動するきっかけにしてほしい。

③家族といっしょに考えてもらう

家庭でも副読本を活用していただくこ
 とで、保護者である若い世代の方のまち
 づくりに対する関心を高めていきたい。

「伝える」ために

大事にしたこと

①生の声・想いを伝える

実際にまちづくりに取り組んでいる地
 域の方たちで授業を行い、生の声・想い
 を伝えることを大事にしました。

②子どもたち、学校にあわせて行う

昨年度から全小学校6年生対象に実施
 していますが、毎年、対象となる子ども
 たちも担任の先生も変わります。各小学
 校や教育委員会と連携して、実施時期や
 授業内容をその学年にあったものになる
 よう心がけました。

③伝えていく人の輪を広げる

まちづくりの活動を実際に身体を動か
 して「取り組む人の輪」だけでなく、その

授業内容を紹介します

【防犯・防災】

みんなで守ろう！まちの安全・安心

「自分の身は自分で守る」地震が起きてもふだんから備えていれば安心だね！



地域の安全・安心は誰が守るのか？警察官や消防士？今まで関係ないと思っていた子どもたちも、自分のこととして受け止めていました。

【環境】

みんなでまちをきれいにしよう！

「ごみを拾う」「食べ残しをなくす」など自分たちでもできることはたくさんあります。



美しい環境を守るため、日ごろから陰で頑張っている地域の人たちの存在を知った子どもたち。自分たちが住むまちのために何ができるか真剣に考えていました。

【まちの自慢】

まちの自慢を見つけよう！守ろう！

高浜市には、他のまちに誇れる自慢がたくさんあるね！ずっと残して大切にしよう！



千本桜、とりめし…まちの自慢って他にどんなことがあったかな？地域の小さな自慢から、全国に誇れる大きな自慢まで、たくさんの自慢が高浜市にはあります。

【ふれあい】

みんな大家族の一員！

みんなで“絆”を深めよう

イベントや行事に参加して、地域の絆を深めることもまわりの仲間につながるね！



ラジオ体操やお祭りなど、地域ではたくさんのイベントが行われています。中学生になったらお兄さん・お姉さんとして地域を引っ張ってほしいですね。



いつまでも自分

自治基本条例広め隊がまちづくり出前授業を全小学校で実施

「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市をめざし制定された「自治基本条例」。将来を担う子どもたちから大人まで、まちづくりの輪を広げようと、子ども向けに作成した副読本を活用して、「自治基本条例広め隊（市民・職員で構成）」が小学校6年生を対象に各小学校へ出前授業を行いました。



出前授業で使ったこの冊子は、「防犯・防災」「環境」「まちの自慢」「ふれあい」の4つの分野の活動を紹介しながら「まちづくり」や「自治基本条例」について、マンガや写真をまじえて、わかりやすく解説しています。

副読本「楽しく学ぼう“まちづくり”」

活動を周りに「伝えていく人の輪」を広げることも大切になっています。



まちづくりプロジェクト始動!

高取小学校と高浜小学校では、出前授業を受けた子どもたちが「自分たちが中心となって地域のためにできること」を考え、実践しました。高取小学校は「環境」、高浜小学校では「防災」をテーマに実施しました。

小さなこと一つひとつが
大きなまちづくりにつながっていくんだ!

高浜小学校(防災)



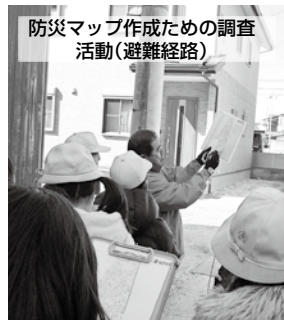
防災マップ作成のための調査活動(防火設備)

今まで気づかなかった消火栓や消火器の場所。まち中には、地域の安全を守るための備えができていないことに気づいた子どもたち



防災マップ

調査した内容をマップにまとめ、全校集会で発表しました。地域の防災について考え、危険な場所をみんなで知るよい機会になりました。



防災マップ作成のための調査活動(避難経路)

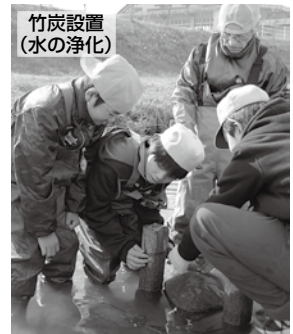
実際に歩いて説明を聞き、歩き慣れた道が危険な場所だとわかると、熱心にメモを取っていました。

高取小学校(環境)



ごみ拾い

「どうしてこんなところにごみが落ちているんだろう」原因を考えながら拾いました。



竹炭設置(水の浄化)

もっとたくさんの生き物が住めるように水がきれいになるといいですね。



啓発看板設置

稗田川をきれいに大切にしていこうという願いを込めて手作りした看板

はじめは恥ずかしそうに声をかけていた子も、励ましの言葉でだんだん自信が付き元気に「お願いします!」



啓発チラシ配布



まちづくりはあなたの身の回りにあふれています

なにげない行動が
まちづくりに
つながっています

「自治基本条例」では、高浜市をより暮らしやすく住んでよかったと思えるまちにしていくために、行政だけではなく、高浜市で暮らす・学ぶ・働く市民一人ひとりがまちづくりの担い手として力をあわせていきたいと思います。

「まちづくりってよくわからない」「そんな大変なこと私にはできない」と考える方もいるかもしれませんが、子どもたちが出前授業で学んだとおり、ごみを拾うことやあいさつ、地域のイベントに参加することもまちづくりに加えます。例えば、一人一日一個ごみを拾えば、まちが今よりもっときれいになると思いませんか。

私たち一人ひとりができることは小さいことかもしれませんが、しかし、それが積み重なってやがて大きなまちづくりにつながっていきます。皆さんも、まずは身近なことから取り組んでみませんか。

子ども

- ・自分たちの知らないところで、たくさんの方が高浜市のために活動をしていることを初めて知りました。
- ・小さいことでもまちづくりにつながることがわかりました。これからは、地域のために自分ができることをしていきたいです。
- ・家族や友達に声をかけて活動に参加したいと思いました。

先生

- ・子どもたちが、ふだんから地域で活動をしている人の“現場の声”で、社会の仕組みやまちづくりについて学べたことがよかったです。
- ・子どもたちだけでなく、私たち大人も高浜市の知らない面を学ぶことができ、よりまちに愛着が湧きました。

～出前授業から感じたこと～

自治基本条例広め隊 市民メンバー

- ・自ら教えることによって、まちのいいところや課題などを見つめなおすことができました。
- ・子どもに接し感謝されたり、子どもが成長する姿を目の当たりにして、とてもやりがいを感じました。これからも、まちのためにがんばりたいです。
- ・私たちの授業を受けて、1人でも多くの子どもが、1人でも多くの大人に声をかけて活動に参加してくれたらうれしいです。

自治基本条例広め隊 職員メンバー

- ・職員が地域と関わっていくためのいいきっかけができました。これからは、地域のことをもっと知るためにイベントや活動に参加したいです。
- ・地域の人たちと一っしょに授業を行っていく中で、皆さんの熱意を肌で感じる事ができました。現場でたくさんの方たちとふれあい、よりよいまちにしていくために汗を流していきたいです。

問合せ先 市総合政策グループ ☎ 52-1111 (内線 365)



自分たちでまちの安全・安心を高める

「まちづくり協議会」について知る。

活動紹介① 防犯・見守り活動

まちづくり協議会では、
地域の安全・安心を守るために
さまざまな活動を行っています。
知っている活動はありますか。

近所を歩いていると、まちづくり協議会の帽子やベストを着た方や、青色回転灯をつけた車が、安全を呼びかけながら走っているのを見かけたことはありませんか。

地域の方たちが、青パトでパトロールや、学校の登下校時間にあわせたあいさつ・声かけなど、防犯活動や子どもたちの見守り活動を行っています。

まちづくり協議会ができる前から、PTAや町内会など、さまざまな団体がこのような活動を行ってきましたが、まちづくり協議会ができたことにより、地域で話し合っ分担しながら実施するようになりました。そして、地域のどこが危ないのか、どうしたら犯罪が減るかなど協議して対策を立て、まちの安全・安心を守ってくれています。

あなたも、安全・安心なまちにしたいために簡単なことから「まちづくり」を始めてみませんか。

まずは、すれ違う人とあいさつをする。あいさつをすることも「まちづくり」のひとつです。犯罪者は、声をかけられるのを嫌がります。あいさつされたら、自分の顔を覚えられたかもしれないと思うからです。

また、あいさつにより、地域の人たちと顔見知りになることができます。そうやって、周りの人たちとつながることで安心感が生まれてきます。

パトロールや見守りの活動をしている人たちに会ったら、ぜひあいさつ



問合せ先 総務総合政策グループ ☎ 52-1111 (内線 365・339)

まちづくり協議会 インフォメーション

高浜南部

各公園で清掃活動を実施しています

洲崎・碧海・外淵公園では、隔週日曜日に清掃活動を実施しています。桜も楽しみなこの季節、朝の散歩がてら参加しませんか？



問合せ先 ☎52-2123

吉 浜

笑顔の花がたくさん咲くように…

子どもたちが明るい気分で遊んだり、登下校ができるよう、公園や歩道の植え込みに季節の花を植えています。見かけたら元気よくあいさつしてほしいです。



問合せ先 ☎52-1101

翼

広報誌「つばさ」を発行しました

翼まちづくり協議会の活動を紹介する「つばさ」を4月1日に発行しました。「こんな活動もしてるんだ」と思っていた内容ですのでぜひ見てくださいね。



問合せ先 ☎55-1822

高 取

はなかいどう 花海棠とライラックが見ごろです！

稗田川沿いの花海棠とライラックが見ごろです。天気の良い日に出かけてみてはいかがでしょうか？



問合せ先 ☎55-3894

高 浜

健康体操が週2回開催になりました

大人気のため、毎週金曜日に加え、火曜日にも開催することになりました。火曜日はまだ若干空きがありますので、ぜひこの機会に参加してみませんか。

<毎週火曜日>
時間 9:15~10:00
場所 高浜ふれあいプラザ

問合せ先 ☎87-9112



毎月1日号で、「まちづくり協議会」やその活動についてテーマごとに紹介しています。気になる活動に、ちょっと参加してみる。そのきっかけになれば…

まち協の方と通学路を確認し、子ども110番のお宅の方にもお会いできて、よかったです。子どもを地域の人たちに知ってもらえると、親としても安心です。高浜市に移り住んで5年くらいになりますが、地域の人が温かいし、引っ越した際に子どもが少なかったから来てくれてうれしいと言ってもらえたことが印象に残っています。公園の清掃もまち協の方がやってくださっていて感謝しています。お祭りなどもっと行事に参加して地域の人と知り合いになっていきたいです。



吉浜まち協「子ども110番宅訪問&通学路確認」参加
岡さん親子 北川さん親子

をし、「ありがとう」と声をかけてください。きつと、やってよかったとやりがいを感じてくれることでしょう。そのように感謝を表すことで、地域でお互い気持ちよく過ごすことができるのではないのでしょうか。



怖い人が来たら、
ここにすぐ
逃げるんだよ！



乗車体験どう
だったかな？

「県政に 思いよ 届け この一票」

4月12日(日)は 愛知県議会議員 一般選挙の投票日です

投票・開票速報

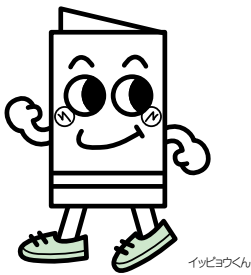
市公式ホームページ

<http://www.city.takahama.lg.jp>

問合せ先

高浜市選挙管理委員会（困行政グループ内）

☎ 52-1111（内線 328・351）



投票できる方

- ・年齢が満20歳以上（平成7年4月13日以前の出生者）の方
- ・日本国民
- ・平成27年1月2日以前に高浜市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している方
- ・高浜市の選挙人名簿に登録されている方

転入された方は前住所地で

平成27年1月3日以降に県内の他市町村から転入された方は、前の住所地で投票することになりますが、投票できるかどうかを前住所地の選挙管理委員会へおたずねください。

なお、前住所地で投票する場合、市町村長の発行する証明書（引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書）が必要となります。

該当する方は、市役所市民窓口グループまで申し出てください。

◇投票日時 4月12日(日) 午前7時～午後8時
◇投票場所 市内11か所の投票所
(16ページの一覧表をご覧ください。)

◆開票日時 4月12日(日) 午後9時～

◆開票場所 市役所4階会議室

※告示日(4月3日(金))の立候補受付時に立候補が定数(1名)を超えない場合は無投票となり、投票は行われません。

※投票の有無は4月3日(金)午後5時以降、市公式ホームページでお知らせします。

期日前投票

4月12日(日)の投票日に仕事や用事などで投票に行けない方は、前もって期日前投票をすることができます。

▼とき 4月4日(土)～11日(土) 午前8時30分～午後8時

▼ところ 市役所 地下教養室

▼持ち物 投票所入場券(入場券が届いていなくても、選挙人名簿に登録されている方であることが確認できれば投票できます。)

投票所入場券

入場券は、4月4日(土)ごろ郵送します。

投票所入場券が届かなかったり紛失したりした場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

※無投票となった場合、入場券は発送しません。

不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、

高浜市以外の市町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院などに入院などしている方は、その施設内で不在者投票ができます。投票日に間に合うよう、早めに請求し、投票してください。

①高浜市以外の市区町村で投票する場合

・高浜市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいか伝えてください。

・交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

②指定病院などで投票する場合

投票用紙などは病院長などを通じて請求することができます。投票は病院長などの管理する場所で行います。

※指定病院とは、県の選挙管理委員会が指定した病院、施設などです。

③郵便などで投票する場合

身体に一定以上の障がいがある方のための制度で、郵便等投票証明書の交付などあらかじめの手続

きが必要です。

郵便などによる不在者投票ができる方は、〈別表〉のいずれかに該当する方です。(詳しくは選挙管理委員会へ問い合わせください。)

※代理記載制度

郵便などの不在者投票で本人が記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用

紙に記載する制度で、次の方が対象となります。

①身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方

②戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

郵便などによる不在者投票の対象者

〈別表〉

障がいの種類	交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹 移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
免疫の障がい	1級から3級	—	—
肝臓	1級から3級	特別項症から第3項症まで	—

介護保険	介護状態区分
要介護者	要介護5

「郵便等投票証明書」の有効期間

郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間
身体障がいまたは戦傷病にかかる対象者	交付の日から7年
要介護者	交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで

※「郵便等投票証明書」を持っている方は、有効期間を確認してください。

あなたの投票所はこちらです

	<p>第6投票区 高取公民館 清水町一～八丁目、神明町五～七丁目、豊田町三丁目、本郷町一～六丁目、向山町一～六丁目</p>
	<p>第7投票区 高浜市役所 青木町二～五丁目、春日町五・六丁目、沢渡町五丁目、稗田町一・二丁目</p>
	<p>第8投票区 高浜小学校 青木町一丁目・六～九丁目、稗田町四～六丁目</p>
	<p>第9投票区 勤労青少年ホーム 二池町三・四丁目、論地町一～五丁目</p>
	<p>第10投票区 高浜南部公民館 碧海町一～五丁目、二池町一・二・五・六丁目</p>
	<p>第11投票区 高浜南部保育園 田戸町一～七丁目</p>

投票日当日は、投票所入場券に記載されている投票所以外では投票できません。入場券で投票所を確認してください。

駐車場のない投票所もありますので、できるだけ徒歩か自転車などで来場してください。

	<p>第1投票区 吉浜北部保育園 小池町一～三丁目・六丁目、新田町一～四丁目、八幡町一～六丁目</p>
	<p>第2投票区 吉浜公民館 呉竹町四・五丁目、小池町四・五丁目、神明町一～四丁目・八丁目、豊田町一・二丁目、屋敷町四～六丁目、湯山町二・三丁目</p>
	<p>第3投票区 吉浜保育園 呉竹町一～三丁目・六・七丁目、新田町五丁目、屋敷町一～三丁目・七丁目、芳川町一・二丁目</p>
	<p>第4投票区 大山公民館 春日町一～四丁目・七丁目、沢渡町一～三丁目、湯山町一丁目、芳川町三・四丁目</p>
	<p>第5投票区 女性文化センター 沢渡町四丁目、稗田町三丁目、湯山町四～八丁目</p>

「タカハマ！まるごと宝箱」開催スケジュール

■高浜の桜を巡ろう！

市内にある桜の名所を巡り、後世に残す写真（桜の風景）撮影をします。また、桜にまつわるエピソードを語り合います。

とき 4月4日（土）午前9時～

ところ 高浜市内（大山公園、中部公園、八幡社など）

集合場所 高浜市役所

■民俗学からみた吉浜細工人形

野地恒有先生（愛知教育大学教授）
伝統文化の細工人形について、語り合います。

とき 5月30日（土）午前10時～

ところ かわら美術館
3階 講・会議室

■伊勢湾台風を語ろう

昭和34年9月26日に上陸し、高浜も大きな被害を受けた伊勢湾台風について、当時の写真を見ながら、かつての記憶を語り合います。

とき 6月27日（土）午前10時～

ところ かわら美術館
3階 講・会議室



「タカハマ！まるごと宝箱」実行委員会メンバー大募集！！

語り継ごう！100年先の子どもたちへ

「タカハマ！まるごと宝箱」は、みんなでまちの魅力を掘り起こし、学び合い、語り合いながら「市民の財産」として、将来に語り継いでいく取り組みです。

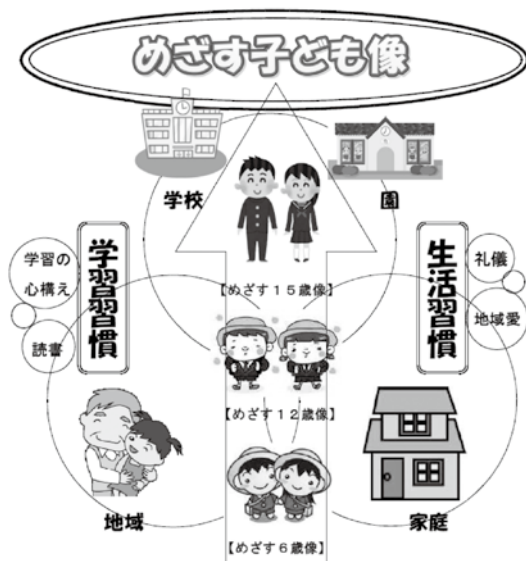
まちの魅力を語り合い、今後どのようなことを未来へ語り継いでいくかを話し合う実行委員会メンバーを大募集します。100年先の高浜へ、歴史をつなぐ伝道師になってみませんか？参加希望の方は、市役所文化スポーツグループへお問い合わせください。

問合せ先 団文化スポーツグループ ☎52-1111（内線300）

高浜市教育基本構想の実現に向けて②

高浜市は三者一体で 子どもを育みます

～高浜を愛し、高浜の良さを学んで、
高浜でたくましく生きる未来市民の育成～
「幼・保、小、中一貫教育の推進」



幼保小中12年間の学びや育ちをつなげます

～ 思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま ～
【高浜市教育委員会・子ども未来部】

高浜市のめざす子ども像を策定しました

高浜市は、学校・家庭・地域の三者の共通目標となるよう「めざす子ども像」を策定しました。

子どもたちが卒園、卒業するまでに身につけさせたい生活習慣や学習習慣を地域全体で共有します。

いつの時代も変わらずに大切にしていきたい4つの観点にしばって進めています。

生活習慣では「礼儀」「地域愛」を意識できるように、学習習慣では「学習の心構え」「読書」を意識できるようにしました。今回は、「読書」について紹介します。

○学習習慣【読書】

めざす年長児：絵本を大好きになります。

めざす小6生：自分にあった本を見つけて、読書を楽しみます。

めざす中3生：さまざまな本を読むことで自分の世界を広げます。

問合せ先 団教育センターグループ ☎52-1111（内線311）

4月の 児童センター

- 東海児童センター ☎ 52-5126
- 中央児童センター ☎ 52-3014
- 吉浜児童センター ☎ 52-1019
- 翼児童センター ☎ 54-2833

- 開館日 月曜日～土曜日
- 開館時間 午前9時～正午・午後1時～5時
- 休館日 日曜日・祝日・年末年始

乳幼児対象の行事

■東海児童センター

行事名	月日	時間	内 容	対象	参加費	申込期間
絵本の読み聞かせ	4/17(金)	10:30～11:30	図書館司書による絵本の読み聞かせ 紙でアンパンマンボールを作ろう。	乳幼児 親子	無料	当日参加可
ほっとタイム	4/20(月)	9:30～13:00	10:30～11:30 ふれあい遊び 12:00～13:00 お弁当タイム			
のびのびひろば	4/24(金)	10:30～11:30	保健師による健康講話 乳幼児の手型とり・体重測定			

児童センター行事

参加希望者は各児童センターへ直接申込（申込受付は午前9時～。定員になりしだい締切）

■中央児童センター

行事名	月日	時間	内 容	対象	定員	参加費	申込期間
簡単おやつ作り	4/11(土)	10:00～11:30	小麦粉を使ったおやつを作ろう。	小学生	10人	200円	4/2(木)～9(木)

平成27年度こどもクラブ員募集

子ども同士の交流を深め、活動をとおしてルールを守る大切さを知り、体力の増進や技術を習得するクラブの仲間を募集します。

- ◆参加希望者は各児童センターへ直接申し込んでください。（申込受付は午前9時～）
- ◆申込期間 4月3日(金)～11日(土)
- ◆翼・東海児童センターは、定員を超えた場合、抽選
吉浜・中央児童センターは、先着順、定員になりしだい締切

※中央児童センターは、4日(土)が中央保育園の入園式のため、駐車場が利用できませんので、午後からお越しください。

■東海児童センター

クラブ名	内容	対象	活動日	説明会および抽選会	費用
スクールキッズ	いろいろな運動遊びやダンス・クッキングなどを楽しみます。	小学生 12人	年間12回程度 土曜日 10:00～11:30	4/18(土) 10:00～	無料
まつりスタッフ	児童センターで年2回行うまつりや行事の計画・実行をします。	小学生 12人	年間12回程度 土曜日 13:30～15:00	4/18(土) 11:00～	

■中央児童センター

クラブ名	内容	対象	活動日	説明会および抽選会	費用
音楽クラブ	歌を歌ったり、いろいろな楽器の体験、簡単な楽器作りをとおして音楽を体で感じます。	小学生 10人	年間12回 土曜日 10:00~11:30	4/18(土) 10:00~	無料
手作りおもちゃクラブ	身近な材料や制作キットを使って、おもちゃを作り、作ったおもちゃで実際に遊びます。	小学生 10人	年間12回 土曜日 10:00~11:30		
ハンドメイドクラブ	いろいろな材料を使ってアクセサリや小物を作ります。	小学生 10人	年間12回 土曜日 13:30~15:00	4/18(土) 13:30~	
ジュニアクラブ	体操をしたり、ボールや縄跳びなどの道具を使い、運動遊びを楽しみます。	小学生 20人	年間12回 土曜日 13:30~15:00		
キッズクラブ	ホップ・ステップ・ジャンプ! 体や道具を使って楽しく運動します。	園児 年少~年長 児15人	年間12回 土曜日 9:30~10:30	4/18(土) 9:30~	

■吉浜児童センター

クラブ名	内容	対象	活動日	説明会および抽選会	費用
クッキングクラブ	切る、焼く、煮る、茹でるといった料理の技術を楽しんで体験します。	小学生 10人	年間10回 土曜日 13:30~15:00	4/18(土) 13:30~	年会費 1,000円
卓球クラブ (低学年)	基本的な練習を中心に卓球の基礎を学びます。	小学生 1~3年生 10人			年会費 300円
卓球クラブ (高学年)	サーブ・スマッシュ・ドライブなど試合で使える技術を学びます。	小学生 4~6年生 10人			

■翼児童センター

クラブ名	内容	対象	活動日	説明会および抽選会	費用
大正琴クラブ	大正琴に触れ、弾き方を覚えます。	小学生 6人	年間15回程度 土曜日 13:30~15:00	4/18(土) 10:00~	無料
囲碁・将棋クラブ	碁石やコマの動かし方を覚え、対戦を楽しみます。	小学生以上 10人	年間20回程度 土曜日 13:30~14:30		
つばさスタッフ	夏まつり・春まつりなど児童センター行事の計画・実行をします。	小学生 10人	年間20回程度 土曜日ほか 10:00~11:30		
絵画クラブ	いろいろな絵を描いて楽しめます。	小学3年生 以上 16人	年間12回 土曜日 9:30~11:30		年会費 2,000円

児童センターの休館日変更のお知らせ

平成27年4月より児童センターの休館日が変わります ※開館時間は変わりません。

変更の時期	3月31日(火)まで	4月1日(水)より
休館日	火曜日、祝日の翌日、年末年始	日曜日、祝日、年末年始
開館時間	※変更なし 午前9時~午後5時(正午~午後1時は遊ぶことはできません。)	

- ・カレンダー内に表記の時間は催しなどの開始時間です。
- ・行事名の後の丸囲みの数字は本紙の該当ページを、〈 〉は過去の掲載号を表しています。
- ・健診など一部の掲載は省略しています。

木	金	土
2	3	4
9	10	11
16	17	18
23	24	25
30		

人口と世帯数

(平成27年3月1日現在)

- 人口 / 46,279人
- 男 / 23,928人
- 女 / 22,351人
- 世帯数 / 18,128世帯



▲中部公園 桜並木



▲入学式



▲稗田川 ほんかいどう 花海菜

行政相談(行政相談委員)

4月2日(木) 午後1時~3時 市役所市民相談室

※国・県・市などに対する苦情・要望など

消費生活相談(消費生活相談員)

4月10日(金) 午後1時~4時 市役所市民相談室

※消費者トラブルの相談など

教育相談

月~金 午後1時~4時30分

ほっとスペース (いきいき広場3階)

※事前に、ほっとスペース (☎53-5101)または学校経営グループ (☎52-1111 内線345)へ申込

心配ごと相談(弁護士)

4月2日(木)・16日(木)、5月7日(木)・21日(木)

午後1時~3時45分 いきいき広場

※予約制。事前に、社会福祉協議会(☎52-2002)へ申込

介護保険相談(介護保険・障がいグループ職員)

平日 午前8時30分~午後5時15分 いきいき広場

※予約制。事前に、いきいき広場(☎52-9871)へ申込

家庭児童相談(家庭児童相談員)

平日 午前9時~午後4時 いきいき広場(☎52-9872)

※子どもと家庭の悩みごとなど

母子・父子自立支援相談(母子・父子自立支援員)

平日 午前9時~午後4時 いきいき広場(☎52-9872)

※自立に必要な情報提供・指導・相談など

心理相談(臨床心理士)

毎週水曜日 午後1時~3時

※予約制。事前に、いきいき広場(☎52-9871)へ申込

障がい相談

(相談支援専門員)

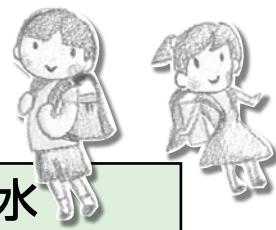
平日 午前8時30分~午後5時15分

いきいき広場(☎54-3009)



2015 APRIL CALENDAR

4月の行事カレンダー



日	月	火	水
			1
9:00オニマルシェ 9:00南部まち協青空市(南部保育園)毎週日曜日 9:30高浜市文化協会「大山桜ものがたり」(大山緑地)<3/15号> 10:00消防団入退団式(市民センター) 5	小学校入学式、始業式 6	中学校入学式、始業式 7	公立幼稚園入園式、始業式 15:00 吉浜おはなしタッチ(吉浜公民館) ② 8
7:00愛知県議会議員一般選挙⑭ 12	13	14	15
高浜市議会議員一般選挙告示日 家族そろって食べる日⑳ 14:30みんなのおはなし会「よむよむ」(図書館) ② 19	20	19:00 市総合防災訓練説明会(市役所) 21	22
7:00高浜市議会議員一般選挙 26	27	28	昭和の日  29

各種相談

市長との対話日

4月3日(金)・5月1日(金) 午前9時～正午
市長応接室

※5月1日(金)の対話日は4月23日(木)までに、人事グループ(☎52-1111 内線309)へ申込

税務相談(税理士)

4月14日(火) 午後1時～3時 市役所市民相談室

※相続・贈与・譲渡・住宅取得・申告などに関する税一般予約優先(☎52-1111 内線264)

労働相談(西三河事務所職員)

4月8日(水) 午後1時～4時 市役所相談室

※職場での悩みごと・困りごとなど(解雇・賃金・労働時間など)予約制(☎52-1111 内線264)

市民相談(市民生活グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 市役所市民相談室

※市役所への意見・要望など



猪俣 稜太くん
(神明町)



栄口 華ちゃん
(屋敷町)

日系人相談(ポルトガル語のわかる相談員)

平日 午前8時30分～午後5時 市役所市民生活グループ
※庁舎内の案内、通訳など

人権相談(人権擁護委員)

4月2日(木) 午後1時～3時 市役所市民相談室

※いじめ、虐待、差別などの人権問題

図書館情報



問合せ先 図書館 ☎ 52-0240

—4月の休館日—

7日(火)、14日(火)、21日(火)、
28日(火)

「おひざでギュ わらべ
うたとえほんであそぼ」は、
4月以降休止します。

◇紙芝居の日

とき 4月4日(土)・18日(土)

午後2時30分～3時

ところ 図書館子ども読書支援
室「えほんの森」

内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ

読み手 土ようおはなし会

◇トキの会のおはなし会

とき 4月11日(土)

午後2時30分～3時

ところ 図書館子ども読書支援
室「えほんの森」

内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ

読み手 トキの会

◇えほんの森

読書相談やおはなし会を開催しています。気軽に利用してください。

- ・月曜日 午後1時～4時(児童向けおはなし会)
- ・水曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向けおはなし会)
- ・金曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向けおはなし会)
- ・土曜日 午前9時30分～午後0時30分(児童向けおはなし会)

対象 「えほんの森」利用者 読み手 読書アドバイザー

◇子ども読書週間記念行事「読書感想画コンクール2015」

本を読んだ感動を描いた作品を募集します。応募した方には記念品をプレゼント。作品は図書館にて展示します。ふるって応募してください。

募集期間 4月4日(土)～27日(月)

展示期間 4月29日(水・祝)～5月31日(日)

ところ 図書館 対象 幼児～小学生

募集要項 図書館指定用紙(図書館で配布)もしくはA4サイズの画用紙

※団体で応募する方は図書館まで問い合わせてください。

※題材とする本・画材は自由です。

応募先 図書館、高取図書室、吉浜図書室 カウンター

◇図書館で回想法～折り紙で春を楽しもう～

とき 4月24日(金) 午前10時～11時

ところ 図書館学習室

内容 大人向けの折り紙教室、折り紙や昔の遊びなどをテーマにした回想法

対象 シルバー世代の方 定員 なし

申込 4月4日(土)～直接または電話で申込

担当 昭和で元気になる会、図書館スタッフ

◇赤ちゃんおはなし会
「あんよ☆あんよ」

とき 4月6日(月)・13日(月)・

20日(月)・27日(月)

午前10時30分～11時

ところ 高取公民館1階図書室

内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談

対象 0歳～3歳児とその保護者

読み手 図書館スタッフ

◇みんなのおはなし会
「よむ♪よむ」

とき 4月19日(日)

午後2時30分～3時

ところ 図書館子ども読書支援
室「えほんの森」

内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介など

対象 幼児～小学生とその保護者

読み手 図書館スタッフ

◇ベビーブックのひとつき

とき 4月9日(木)

午後1時～2時

ところ 吉浜公民館1階和室

内容 絵本の読み聞かせ、赤ちゃん絵本の紹介、親子ヨガ、読書相談

対象 0～2歳児と保護者

読み手 マザリーズ

◇一日司書体験

とき 5月6日(水・休)

①午前9時30分～11時30分

②午後1時～3時

ところ 図書館 郷土資料室

内容 貸出・返却などのカウンター作業、バックヤード探検、本のPOP作成など

対象 小学生～高校生

定員 各回6人

申込 4月4日(土)～直接または電話で申込

※定員になりしだい締切

◇吉浜おはなし タッチ

とき 4月8日(水)

午後3時～3時30分

ところ 吉浜公民館1階図書室

内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介など

対象 乳幼児～幼児とその保護者

読み手 図書館スタッフ



～パブリックコメント（市民の皆さんからの意見募集）の結果～ 寄せられた意見と市の対応について概要をお知らせします。

※①修正＝原案に対する意見に基づいて原案を修正したもの ②原案どおり＝原案に対する意見を検討したが、原案のとおりとしたもの
③意見として承り＝原案の内容以外の意見を承ったもの ④その他＝感想や質問など

高浜市障がい者福祉計画(案)

意見募集期間 1月26日(月)～ 2月9日(月)	提出件数	提出人数	対応結果 ※			
			①修正	②原案どおり	③意見として承り	④その他
	2件	1人	2件	0件	0件	0件

意見の対象箇所	意見(概要)	意見に対する行政の考え方	対応結果
1 基本方針2-3-(2) 子ども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実	児童に見られる発達障がいは、対応が早ければ早いほど自立を促すといわれていますが計画を見ると、就園後の計画はしっかりとなされているようですが、本当に大切なその前段階のサポートが抜けているように思います。	ご指摘のとおり、未就園児の療育支援は重要であると認識しています。本計画では、「障がい児への医療ケアを伴う通所サービスなどの整備促進」において、療育も含めた支援体制を整えることとしています。平成27年度からは、みどり学園への言語聴覚士の定期訪問を開始し、臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士の各専門職が関わる体制を整備します。また、就園以降のサポートについては、引き続き、子ども発達センターを中心に行っていきます。その旨を計画に追記します。	①修正

高浜市第4期障がい福祉計画(案)

意見募集期間 1月26日(月)～ 2月9日(月)	提出件数	提出人数	対応結果 ※			
			①修正	②原案どおり	③意見として承り	④その他
	5件	2人	0件	3件	2件	0件

意見の対象箇所	意見(概要)	意見に対する行政の考え方	対応結果
1 Ⅲ 障害福祉サービスの見込量と確保策 3 居住系サービス	グループホームの潜在的な利用見込みはもっとあるはず。定員12人では到底少なく感じます。	市内の定員は現在12人ですが、市外の利用を含め、平成26年度では22人の実績を見込んでいます。必要に応じたサービス提供が確保できるよう、計画については、毎年「障害者施策審議会」において進捗管理を行い、必要に応じて数値を見直していきます。 なお、新たな整備については、開設時期、運営主体なども含め、関係団体などと協議しながら検討していきます。	③意見として承り
2 Ⅳ 障がい児に対するサービスの見込み量と確保策 2 障害児通所支援	要支援児童の発語を促すのであれば、専門家による言語訓練が必須であるが市での頻度はあまりにも少ない。いきいき広場には専門家がいるようですが、施設(療育)への情報提供は少ないため認知度は低い状況だと思います。	現在、子ども発達センターにおいて、保健師による相談支援と、月8～10回程度各専門職(臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士)による相談・訓練を行っています。平成25年度の個別相談支援の実績は、824件と年々増加しており、保護者などとの連携や交流なども積極的に行っています。個人情報については保護者の意向を確認し十分に個人情報には配慮すると同時に関係機関との連携を図ります。認知度については、さらに高まるよう、情報提供や周知方法について検討していきます。	③意見として承り

問合せ先 いきいき広場内介護保険・障がいグループ ☎ 52-9871

高浜市子ども・子育て支援事業計画(案)

意見募集期間 2月2日(月)～ 2月16日(月)	提出件数	提出人数	対応結果 ※			
			①修正	②原案どおり	③意見として承り	④その他
	1件	1人	0件	0件	1件	0件

意見の対象箇所	意見(概要)	意見に対する行政の考え方	対応結果
1 第2章 本市の子育て支援に関する課題	子ども・子育て支援新制度で示されているように、高浜市においても、保育を必要とする理由に「育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」を追加してほしいです。	高浜市は、育児休業取得時において、既に保育を利用している3歳以上の児童に対して継続入園を認めています。ただし、3歳児・4歳児においては、本児が卒園するまでに保護者が育児休業後、出産前と同じ職場に復職することを要件としています。ホームページなどで周知をしていきます。	③意見として承り

問合せ先 困り子ども育成グループ ☎ 52-1111 (内線316)

げすいどう みずのみらいを まもるみち

(平成26年度下水道推進標語)

下水道が使える区域が広がります

神明町、向山町の一部が新たに下水道の使用できる区域になりました。

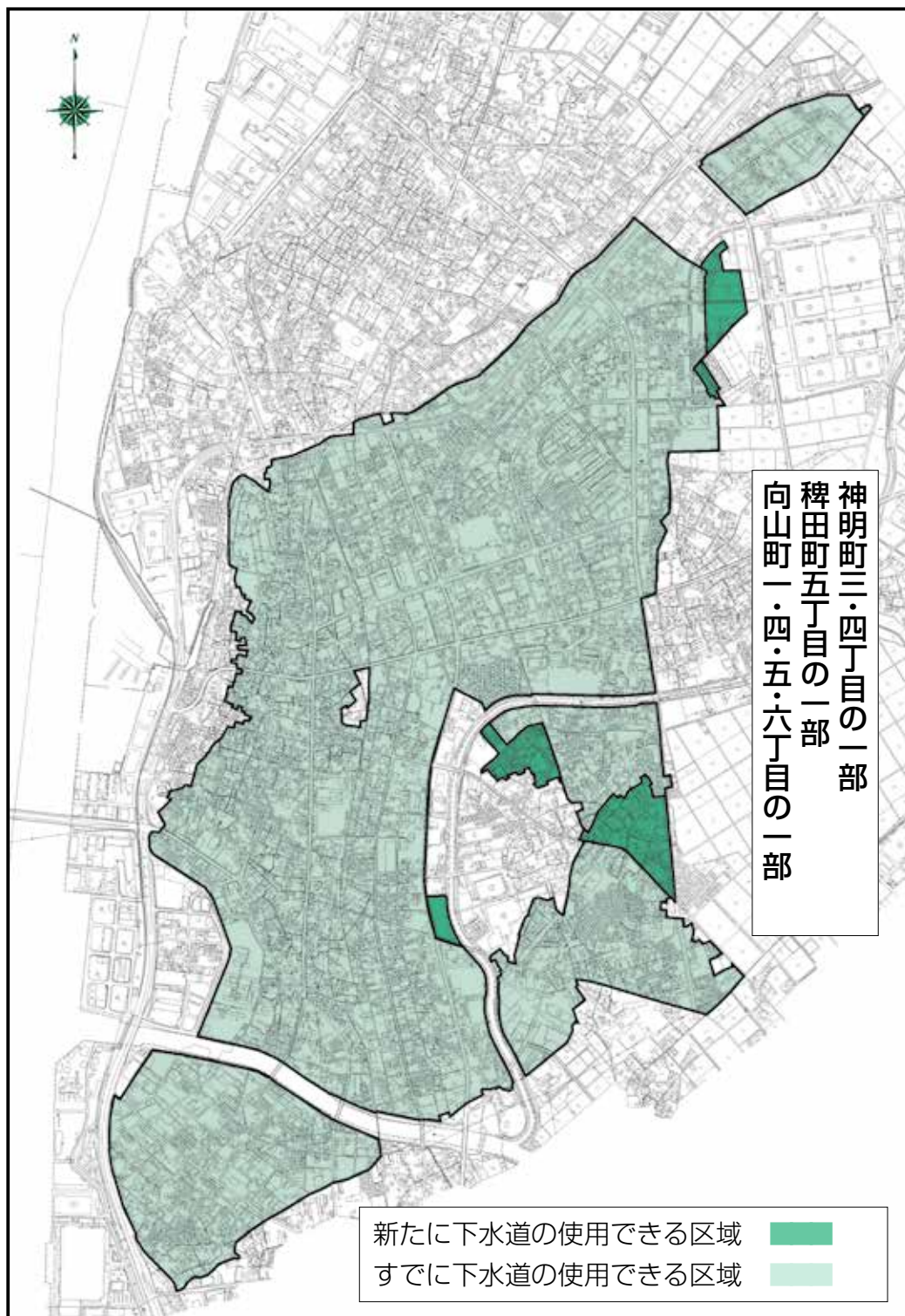
わたしたちは日常生活や社会活動のなかでいろいろな形でたくさん水を使います。いったん使われた水は汚れてしまい、これをそのまま流してしまうと生活環境は悪くなり、川や海も汚れていくばかりです。

下水道はこうした汚れた水を集め、きれいな水によみがえらせる機能を持ち、わたしたちが健康で文化的な生活を営むためには、必要不可欠な施設です。

下水道が使用できる区域は、下水道への接続が義務づけられています。

将来の子どもたちに豊かな水環境を残すためにも、くみ取り式便所の方は3年以内に、それ以外の方は速やかな接続をお願いします。

使用できる区域は下の図のとおりです。詳しくは問い合わせてください。



問合せ先
団上下水道グループ
☎ 52-1111
(内線 291・292・293)

接続工事 (排水設備工事)の 申込は

排水設備工事の見積り・施工などに関する相談は、「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。

指定工事店は、法律などで定められた基準に適合した工事を施工するために、必要な知識と技術をもっており、工事に関する手続きについても、皆さんの手伝いができるように、市が指定した業者です。

※排水設備工事は指定工事店しかできません。

※指定工事店については、市役所下水道グループへ問い合わせてください。

※工事店一覧については市公式ホームページに掲載しています。

排水設備改造資金の 融資あつせん

下水道を使用するには、トイレをはじめとする屋内の排水設備を改造することが必要です。この改造工事が一度に皆さんの負担とならないよう、市では金融機関から無利子で改造資金の融資が受けられるように「水洗便所改造資金融資あつせん制

度」を設けています。融資金額
公共下水道に接続するトイレが

・ 1か所の場合：60万円まで
・ 2か所の場合：80万円まで
・ 3か所以上の場合：100万円まで

利子 無利子(利子分は市が負担します)
返済方法 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等

の方法で毎月支払い。元金の返済期間は60か月以内
対象 下水道が使用できること

となった日から3年以内に排水設備工事(新築は除く)を行う方で、次の条件をすべて満たしている方にかぎり
①市税、水道料金および受益者負担金を滞納していないこと

②返済能力を有すること。(金融機関の審査あり)
③連帯保証人が1人いること。

取扱金融機関 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店

申込方法 排水設備工事の契約時に指定工事店に融資あつせんを希望する旨を伝え、排水設備等確認申請書と同時に書類を提出してください。

雨水貯留・浸透施設 設置奨励補助金制度 を利用してください

近年、市内でも都市化が進み、特に市街地では、雨水が地中にしみこむ場所の減少により、地表に流れ出す量が増加しています。雨水流出の抑制のため「雨水貯留・浸透施設」を設置される方に工事費の一部を補助する制度です。

対象 市内の宅地などに雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置する方

期待される効果
・ 雨水を一時的に貯留することにより、河川の急な増水を軽減します。
・ 雨水を浸透させることにより地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。

貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができます。水源の節約になります。

※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。

※貯留槽(雨水タンク)、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。

下水道普及率と水洗化率

■下水道普及率

平成26年4月1日現在 53.9%

下水道普及率とは、高浜市に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示すものです。

■下水道水洗化率

平成27年1月末 84.3%

下水道水洗化率とは、下水道を利用できる区域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示すものです。



補助対象施設と補助金額

補助対象施設		補助金額
区分	規格	
貯留槽 (雨水タンク)	容量200リットル以上	1基あたり22,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透ます	内幅20cm以上	1基あたり6,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透管	内径5cm以上	1mあたり1,300円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
透水性舗装	路盤材厚10cm以上	1㎡あたり1,100円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浄化槽転用貯留槽	浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合	転用費用の2/3の金額で、10万円を上限とした金額

※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。
※貯留槽(雨水タンク)、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。

下水道事業

受益者負担金の 賦課徴収区域が 拡大されます

問合せ先

岡上下水道グループ ☎ 52-1111 (内線 291・292・283)

市では、都市基盤の整備として、平成3年度から公共下水道工事に着手し、平成27年3月31日使用開始区域を含め約65haの区域で下水道が使用できるようになりました。

今年度も新たな対象区域を4月1日付で公告し、「受益者負担金」を賦課します。

なお、使用できる区域・時期（供用開始区域・時期）については、整備の進み具合により広報などでお知らせします。

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうとすると、利益を受けない方にも同じ負担をしていただくことになり、公平性を欠くこととなります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金を納めていただく方

今年度、公告された賦課対象区域内に土地を所有している方で、その土地に地上権、質権、または使用貸借もしくは賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

今年度、公告された賦課対象区域内（下水道整備区域内）にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地が対象となります。

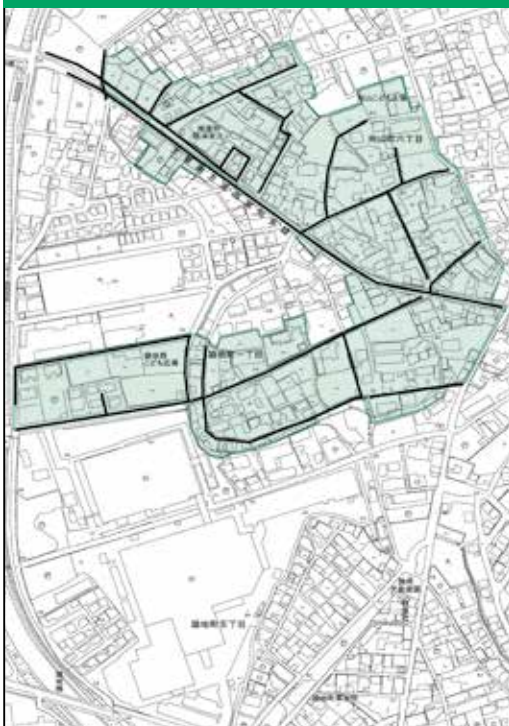
なお、この負担金は固定資産税などとは異なり、毎年賦課される

ものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

賦課対象区域

平成27年度に賦課対象となる区

向山町一丁目の一部 向山町六丁目の一部 論地町一丁目の一部



稗田町四丁目の一部



域は次のとおりです。（地図参照）

- ・稗田町四丁目の一部
- ・向山町一丁目の一部
- ・向山町六丁目の一部
- ・論地町一丁目の一部

負担金の額

負担金は土地の面積(公簿面積)1㎡あたり350円です。たとえば190㎡の土地の負担金額は、190㎡×350円＝66,500円となります。

負担金の納付方法

平成27年度に負担金を決定した区域は、本年9月より負担金を賦課します。この負担金の納付方法には、年2回払いの5年分割納付と一括納付があり、一括納付の場合は、前納報奨金が交付(一定の割合で減額)されます。

なお、一括納付の対象となるのは、第1期の納付期限までです。また、前納報奨金の限度額は最高25万円です。

負担金の徴収猶予

- 申請により負担金の徴収猶予が受けられる土地には、
- ① 地目および現況が農地・山林などの土地
 - ② 係争中の土地
 - ③ 災害などにより納付が困難な受益者が所有または使用している土地
 - ④ 生活保護を受けている受益者が所有し、または使用している土地

地
などがあります。

負担金の減免

申請により負担金の減免が受けられる土地には、

- ① 国、地方公共団体の土地
 - ② 学校、幼稚園などの土地
 - ③ 宗教法人法第2条に規定する団体が使用する境内地
 - ④ 公衆用道路として使用する私道
 - ⑤ 町内会が公共の用に使用する集会所などの土地
- などがあり、減免率は100%～25%までです。

合併浄化槽補助金対象区域が変わります

4月1日(水)から、衣浦東部流域下水道事業認可区域の拡大により、補助金交付の対象区域が変更となります。

詳しくは、問い合わせください。

問合せ先
 両上下水道グループ
 ☎52-11111 (内線292)

受益者の申告

土地所有者に地目・面積などを記載した「受益者申告書」を送りますので確認のうえ、申告手続きをしてください。



説明会の開催

受益者負担金制度と納付までの手続きを理解していただくための説明会を6月下旬(予定)に開催します。(対象となる土地所有者に直接案内を送付します。)

納付までの流れ

6月下旬(予定)	関係者への説明会および受益者申告書の送付
7月中旬(予定)	申告書を市へ提出
8月中旬	負担金決定通知書の送付
8月下旬	納入通知書の送付(口座振替の方を除く。)
9月末日までに	取扱金融機関にて納付(口座振替は納期末日に引き落とし)

納付例 ◇負担金額が66,500円(土地の面積が190㎡)の場合

分割納付の場合

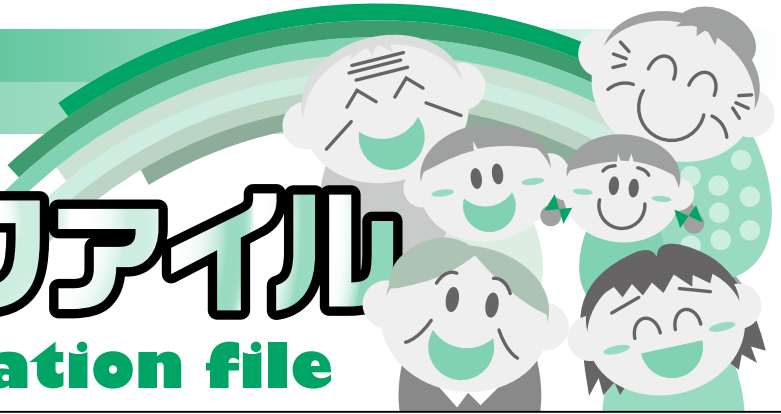
期別	納期	納付年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
第1期	9月1日～30日		7,100円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円
第2期	翌年3月1日～31日		6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円

一括納付の場合

納付時期	受益者負担金	報奨金額	差引納付額
1年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	66,500円	10,690円	55,810円
2年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	52,800円	6,650円	46,150円
3年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	39,600円	3,560円	36,040円
4年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	26,400円	1,420円	24,980円
5年目第1期(9月1日～30日)に全額納付の場合	13,200円	230円	12,970円

情報ファイル

Information file



国保

**国民健康保険税(国保税)
第1期・第2期は
仮算定による税額です**

国保税は年8回に分けて納めていただきますが、4月の時点では、前年中の所得金額などが確定していないため、平成27年度の国保税を算定することができません。

そこで、第1・2期の国保税は、仮算定の税額を納めていただきます。

◆仮算定とは

国保税は、加入者の前年中(1月1日～12月31日)の所得金額と、当該年度の固定資産税額をもとに計算します。

そのため、これらの金額が確定するまでは、暫定的に、平成26年度の国保税の、年税額の8分の1に相当する額を納めていただきます。
※年度の途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額

仮算定(第1・2期)の納税通知書は、4月中旬に送付する予定です。

もし、平成27年度の国保税が平成26年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、仮算定の税額の修正を申し出ることが出来ます。詳しくは、市民窓口グループへお問い合わせください。

**国民健康保険
一部負担金の減免、
徴収猶予について**

災害や、事業の休廃止などによって生活が困難になったとき、病院などの窓口での一部負担金(1～3割の自己負担額)の、減免などを行う制度があります。

◆対象の方

一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当し、資産や能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合

- ① 震災、風水害、火災その他にかこれに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき

③ 事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき

※対象者本人からの申請があり、必要があると認められる場合、一部負担金の減免、徴収猶予を行います。

※条件により対象とならない場合があります。詳しくは、市民窓口グループへお問い合わせください。

問合せ先

市民窓口グループ
☎52-11111 (内線261・262)

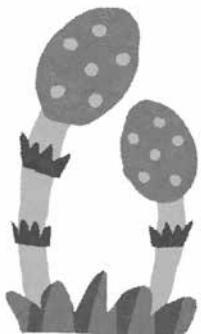
医療

**後期高齢者医療保険料の
年金天引き開始**

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き(特別徴収)される金額を4月の上旬にお知らせします。

申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引き



市民窓口グループ
☎52-11111 (内線227・217)

では、平成27年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

相続・遺言贈与

【広告】

司法書士 相続対策本番!! 無料相談 刈谷駅 徒歩3分



司法書士 今井裕司

やるなら今!! 早い対処で差がつく相続対策
★将来の相続が不安。対策して安心したい!!
★贈与と遺言どちらがお得か知りたい!
★認知と成年後見について詳しく知りたい!!

総計1000件超の相談実績! 詳細は「あいち相続」検索

※業務範囲: 司法書士法3条、29条1項1号に定める業務。事件着手後は費用発生。
刈谷市相生町2-29-2k-frontビル3階

あいち司法&相続 0120-130-914

子ども医療費受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年(15歳)の3月31日までに拡大しています。

今年度から小学校へ入学する子どもがいる家庭に、入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付しました。(小学校入学前の子は、現在の子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。)

まだ受給者証が手元に届いていない方は、市役所市民窓口グループまで連絡してください。なお、小学校就学に伴い障害者医療または母子家庭等医療の対象に切り替わる子については、個別に通知しています。

切替の申請が済んでいない方は、遅くとも4月中には切替の手続きをしてください。

また、有効期限が切れた子ども医療費受給者証は、市役所市民窓口グループへ返還してください。

問合せ先

市市民窓口グループ

☎52-1111 (内線27-21)

年金

平成27年度 年金額と年金保険料額

◆年金額

国民年金を受給している方の年金額は表1のとおりです。年金の受け取りは、偶数月の年6回です。

◆年金保険料

定額保険料/1万5,590円
付加保険料(月額400円)を加えた保険料/1万5,990円

※割引額は複利原価法により計算します。(表2参照)
※前納する場合、1年分または半年分をまとめて納めれば、割引が受けられます。

※前納割引を受けるための納付期限は次のとおりです。
・1年前納期限:4月30日(木)
・半年前納期限

【上期】:4月30日(木)
【下期】:11月20日(月)
※これを過ぎると前納割引制度が受けられませんので、注意してください。

◆納付は口座振替で
口座振替を利用すれば2年前納制度もあり、前納の割引額も

大きくなります。また、納めに行く手間を省け、納め忘れも安心です。

問合せ先
市市民窓口グループ
☎52-1111 (内線216-261)

表1

年金の種類	平成27年度	
老齢基礎年金	780,100円	
障害基礎年金	1級	975,100円
	2級	780,100円
遺族基礎年金(子1人)	1,004,600円	
子の加算額	1,2人目	224,500円
	3人目以降	74,800円

表2

	定額保険料		定額+付加保険料	
	1年前納	半年前納	1年前納	半年前納
年額(月払い)	187,080円		187,080円+4,800円	
納付方法	1年前納	半年前納	1年前納	半年前納
納付額	183,760円	92,780円×2回	188,470円	95,160円×2回
割引額	3,320円	760円×2回	3,410円	780円×2回

「いつでもどこでも図書館」に新しい拠点が増えます!

◆「いつでもどこでも図書館」拠点一覧

現在市内13か所の拠点で高浜市立図書館の資料の返却・予約本の受け渡しができる「いつでもどこでも図書館」サービスを行っています。

4月1日(水)より、東海児童センターが新たに拠点に加わりました。ぜひ利用してください。



問合せ先 図書館
☎52-0240

No	受渡拠点名	対応時間	利用できない日
1	南部ふれあいプラザ 2階事務室	午前9時~午後5時	土・日・祝日・年末年始
2	高浜幼稚園	午前9時~午後5時	土・日・祝日・年末年始
3	中央保育園	午前9時~午後5時	日・祝日・年末年始
4	高浜南部保育園	午前9時~午後5時	日・祝日・年末年始
5	吉浜保育園	午前9時~午後5時	日・祝日・年末年始
6	吉浜北部保育園	午前9時~午後5時	日・祝日・年末年始
7	翼児童センター	午前9時~午後5時	日・祝日・年末年始
8	大山公民館	午前9時~午後5時	火曜日・年末年始
9	特別養護老人ホーム高浜安立荘	午前9時~午後5時	無休
10	勤労青少年ホーム	午前9時~午後9時	土・日・祝日・年末年始
11	ひかりこども園	午前9時~午後5時	土・日・祝日・年末年始
12	いちごプラザ	午前10時~午後4時	日・年末年始
13	いきいき広場	午前8時30分~午後7時 (土曜は午後5時15分まで)	日・祝日・年末年始
14	NEW 東海児童センター	午前9時~午後5時	日・祝日・年末年始

スポーツ

グループ活動をしている皆さん
スポーツ安全保険に
加入しましょう

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行なう5人以上の団体(社会教育関係)で加入してください。
対象となる事故 被保険者の所属する団体活動中の事故および所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故(学校管理下を除く。)

※加入者の故意または重大な過失による事故、自然災害による事故などは対象外
保険期間 加入手続き完了の翌日午前0時～平成28年3月31日午後12時

加入区分および保険金額など

〈別表〉参照

加入手続方法

◆加入依頼書

所定の加入依頼書に必要事項を記入のうえ、掛金を郵便局もしくは指定金融機関で振込み(手数料が必要)、その受付証明書をのりつけてスポーツ安全協会愛知県支部へ郵送

※愛知県は、ゆうちょ銀行での手続のみ

※加入依頼書は、市役所文化スポーツグループ、体育センター、各地区公民館にあります。

◆インターネット(Web)

コンビニエンスストアで掛金の払込みができます。(ネットを利用するための会員登録が必要)

※詳しくはホームページへ
スポーツ安全協会

http://www.sportsanzen.org

※同一団体内で年度内に中途加入する際は追加加入する団体のみの名簿を作成し、新規加入時と同様(加入依頼書またはインターネット)の方法で手続きをしてください。

※中途加入をする場合でも年間掛金を適用します。

※年度途中での加入区分の変更はできません。

※加入に際してはかならず「スポーツ保険のあらまし」をよく読み、納得のうえでの加入をお願いします。

問合せ先

・スポーツ安全協会愛知県支部
052-264-4048
・困文化スポーツグループ
052-11111 (内線331)

加入区分および保険金額(抜粋) / 詳しくは「スポーツ保険のあらまし」を確認してください。

〈別表〉

加入対象者	対象	加入区分	掛金(1人年額)	対象範囲	傷害保険(保険金額)				賠償責任保険(補償限度額)	共済見舞金
					死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)		
子ども	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死(急性心不全脳内出血など) 葬祭費用180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,450円		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償合算1事故5億500万円 ただし、身体賠償は1人1億500万円	対象外
				100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算1事故500万円		
大人	文化・ボランティア・地域活動、団体の送迎、応援、準備、片付け	A2	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死(急性心不全脳内出血など) 葬祭費用180万円
	スポーツ活動、スポーツ活動の指導	C	1,850円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導、審判	AC	1,300円		1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	65歳以上	B	1,000円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
子ども・大人	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円			
Web限定 全年齢	短期スポーツ教室(開催期間3か月以内のスポーツ教室)		800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

※AW区分の特徴：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。

※入院・通院については治療日数1日目から補償されます。

企業

市内で創業をお考えの方へ

市では、高浜市商工会、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合と連携し、市内で創業をめざす方を支援するため創業支援事業計画を策定し国から認定を受けました。

この認定を受けたことにより、計画に定める高浜市商工会が開催する創業セミナーなどの「特定創業支援事業」を受けた方には、市が証明書を交付し、株式会社を設立する際に必要な登記にかかる登録免許税の軽減、無担保、第三者保証人なしの信用保証協会の創業関連保証枠の拡充などの優遇を受けることができます。

市内で創業を考えている方は、市役所および高浜市商工会の創業支援ワンストップ相談窓口まで気軽に相談してください。

問合せ先

困地域産業グループ
052-11111 (内線271)

住宅

市営住宅入居者募集



市営住宅空家1戸の入居者を募集します。(抽選)
募集住宅(一般世帯向)

- ・市営湯山住宅3棟20号(湯山町八丁目12番地)
- ・中層耐火4階建
- ・3DK(6.6、6.6、DK)

申込資格(基本事項)

- ・現在、同居または同居しようとする親族(婚約者や内縁関係にある者を含む。)があること。
- ・単身でも一定の要件(高齢など)を満たしているときは、申込できる場合があります。
- ・不自然な寄り合い世帯や、家

族の分割は除きます。

- ・市営住宅に関する条例に規定する暴力団員がいらないこと。
- ・全員の合算所得(所得月額)が、収入基準以下であること。
- ・(一般世帯は15万8,000円、緩和世帯は21万4,000円)
- ・住宅に困窮していることが明らかであること。
- ・市税の滞納者がいないこと。

その他

- ・家賃以外に共益費が必要です。
- ・住宅の自治会員になつていただきます。
- ・家賃は、入居者の収入に応じて毎年決定します。
- ・募集住宅は既設住宅で建築年数も経過していることから壁や床などに汚れなどがあり修繕できない場合がありますので了承してください。
- ・風呂釜および風呂桶の設置は自己負担になります。
- ・ペット飼育禁止など注意事項がありますので、案内書をよく読んでください。
- ・そのほか告知事項があります。
- ※詳しくは問い合わせてください。

申込用紙交付期間

4月1日(水)～16日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は、午前中のみ可)

申込受付期間

4月6日(月)～16日(水) 午前8時30分～午後5時

時15分(土・日曜日は、午前中のみ可)

申込用紙交付・受付場所 市役所1階市民生活グループ
公開抽選・入居説明 5月15日(金) 午前10時
市役所地下教養室

※本人または代理の方が、かならず来場してください。
入居予定日 6月1日(月)
問合せ先 市民生活グループ
☎52-11111(内線265)

消防

甲種防火管理新規講習

とき 5月28日(水)・29日(木)(2日間) 午前9時45分～午後4時
ところ 安城市民会館
定員 162人(先着順)

受講料

4,000円(当日徴収)

申込期間

4月20日(月)～24日(金) 午前8時30分～午後5時

※定員になりしだい締切

※申込書は、申込場所または衣浦東部広域連合ホームページから入手可。申込時、写真(縦4cm×横3cm)3か月以内

の証明写真)1枚必要
※電話や郵送などによる受付は行っていません。直接窓口で申し込んでください。

申込場所

・衣浦東部広域連合消防局予防課予防係
☎63-0136
・高浜消防署予防係
☎52-11190

液化石油ガス設備工事などの届出の窓口変更

4月1日(水)より、碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市内で500kgを超える液化石油ガス設備工事などの届出をする場合は、衣浦東部広域連合消防局予防課が届出の受理をする窓口となります。

煙火消費許可の窓口変更

4月1日(水)より、碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市内で許可数量以上の煙火を消費する場合は、衣浦東部広域連合消防局予防課が許可などの事務を担当する窓口となります。

* * *

詳しくは、衣浦東部広域連合ホームページを確認してください。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局予防課危険物係
☎63-0137

救命講習会

会場	安城消防署	高浜消防署
講習会名	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰ
内容	小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置など	心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など
開催日	4月18日(土)	4月19日(日)
開催時間	午前9時～正午	午前9時～正午
定員	先着20人	先着20人
申込先細	無料 4月5日(日)午前9時から受付開始 ☎75-2494 救急係へ	無料 4月5日(日)午前9時から受付開始 ☎52-1190 救急係へ
対象者	碧海5市在住、在勤、在学の方 ※いずれの会場でも受講可	
備考	※救命講習会を団体で受講される方は、最寄りの消防署へお問い合わせください。	

救急救命士による処置の範囲が広がります

救急救命士が行うことのできる処置が拡大されました。これを受けて、衣浦東部広域連合消防局では4月1日(水)から運用を開始します。

◆心肺機能停止前の静脈路確保と輸液

血圧が低下して、心臓が停止する危険性のあるショック状態の人や長時間狭い場所や機械などに体を挟まれていた方に対して点滴を行います。

◆血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

低血糖状態が疑われる人に対して血糖測定を行い、低血糖であることが確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。

期待される効果

これまで、救急救命士が医師の具体的指示を受けて行うことのできる処置は、心肺機能が停止した傷病者にかぎられていました。

これからは、心肺機能が停止する前の重度の傷病者に対して救急現場や救急車内などで早期に処置を行うこともでき、救命効果のさらなる向上が期待されます。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局消防

課
63-0135

その他

狂犬病予防注射

平成27年度狂犬病予防注射を行います。

※雨天の場合は、高浜工コハウスで行います。

月日	時間	会場
4月20日(月)	午前10時～11時30分	吉浜公民館北駐車場
	午後1時～1時40分	吉浜八幡社
	午後2時～3時	中部公園
4月21日(火)	午前10時～10時40分	大山公民館
	午前11時～11時30分	勤労青少年ホーム
	午後1時～2時	高取農業センター
4月22日(水)	午前10時～11時30分	市役所東側駐車場
	午後1時～1時30分	高浜南部公民館
	午後1時50分～2時20分	洲崎公園

※新たに犬(生後91日以上)を飼いはじめた場合、注射料金のほかに登録手数料が犬1匹につき3,000円必要です。

お願い 会場には、注射時に犬の首輪をしっかり押さえられる方が連れて来てください。

注意事項

- ・生後91日以上の犬は、一生に1回の登録と、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。
- ・体の具合の悪い犬は、注射を受けることができませんので、獣医に相談のうえ、個別に注射を受けてください。
- ・予防注射は、集合注射のほか動物病院でも受けることができます。都合の悪い方は、動物病院で受けてください。
- ・登録している犬で、死亡や飼い主の変更などの届け出をしていない方は、会場または市役所へ届け出てください。

注射料金

狂犬病予防注射	2,850円
注射済票 交付手数料	550円
合計	3,400円

※おつりのないようにしてください。

犬を飼ったらかならず登録を!

犬は、登録することが法律で義務づけられています。

行方がわからなくなったときでも、登録しておけば、市役所の登録台帳から容易に検索できて、飼い主の元に帰る可能性も高まります。

もしも、犬が逃げ出して行方がわからなくなった場合は、市役所か碧南警察署(☎46-0110)、愛知県動物保護管理センター(☎0565-5812323)へ問い合わせてください。

糞のあと始末は責任をもつて!

道路、公園、他人の敷地など、糞害で周辺の皆さんに大変迷惑をかけています。

飼い主は、責任をもって糞のあと始末をしましょう。

問合せ先

困市民生活グループ
☎52-1111 (内線264)

碧南警察署からのお知らせ

新年度が始まり、新入学児童・園児がピカピカのランドセル

ルや制服で街中に一斉に繰り出しています。

みんなが新しい物づくめでウキウキしているこの時期、気をつけなければならないのが交通事故です。

交通安全は道路を利用する一人ひとりが主役です。この時期に家族全員で、「交通安全について考えてみませんか。」

・信号機のある場所ではかならず一度立ち止まり、信号をよく見る。

現地、どの位置で立ち止まり、どの信号(機)を見るのか具体的に説明してください。

・信号が「赤色」や「黄色」のときは、絶対に渡らない。

信号が「青色」になるまで待つことを説明してください。

・青信号でもすぐに渡らない。

右折車や左折車がいる場合には、その車が止まったのを確認してから渡ることを説明してください。

・歩行者専用信号機がある場合には、その信号機を見て確認する。

特に「青色点滅」のときは渡らないことを説明してください。

問合せ先

碧南警察署警務課
☎46-0110

平成27年度 公民館講座受講生募集

申込 4月1日(水)～20日(月)に中央公民館・高取公民館にて受付
 ※受講決定者を4月22日(水)より中央公民館に掲示し、5月より
 順次開講
 ※応募者が少ない場合は、開講しないことがあります。



問合せ先 中央公民館 ☎ 52-5001

	講座名	①受講料 ②教材費など	曜日	時間	定員	対象	回数	開講日程	講座の概要	講師名
高取公民館	社交ダンス	①3,300円	火	10:00～12:00	20人	一般	11回	5月26日、6月9日・23日、 7月14日・28日、 8月11日・25日、 9月8日・22日、 10月13日・27日	体力増進を図りながら社交ダンスを楽しく和気あいあいと踊れるように練習をしましょう。	石川幸子
中央公民館	実用書道	①3,300円 ②450円	火	10:00～12:00	20人	一般	11回	5月19日、6月2日・23日、 7月7日・14日、 8月4日・18日、 9月1日・15日、 10月6日・20日	仮名のいろはから実用書へと、筆を持つ楽しみが広がるように進めます。	井野華水
	旬を楽しむ和食洋食とお菓子	①3,300円 ②10,000円	水	9:30～11:30	30人	一般	11回	5月6日、6月3日、 7月1日、8月5日、 9月2日、10月7日、 11月4日、12月2日、 1月6日、2月3日、 3月2日	何度でも作りたい絶品料理、四季を楽しむおばんざい、蒸し器いらずのヘルシー料理やお菓子を作ります。	新実真智子
	茶道	①3,300円 ②3,300円	木	19:00～21:00	15人	小学生以上	11回	5月28日、6月11日・25日、 7月9日・23日、 8月6日・27日、 9月10日・24日、 10月8日・22日	お茶のたて方・いただき方などの基本を学びながら礼儀・作法を身につけます。	森まちよ
	ソフトピラティス	①3,300円	月	10:00～11:00	20人	一般	11回	5月25日、6月8日・22日、 7月13日・27日、 8月10日・24日、 9月14日・28日、 10月12日・26日	やさしい動きで、体に負担少なく姿勢の改善、体のメンテナンスをしていきます。	久松直子

善意をありがとうございました
 (敬称略)

市へ
 小林健一
 新居佐代子



ココロド……かわら美術館南のみち
 (主要地方道西尾知多線)
 ほしみち……南中学校の西のみち
 (市道碧南高浜線)
 T街道……Tポートの西のみち
 (県道碧南高浜環状線)

カメラ



3/1 ストリート看板除幕式

昨年9月に商店振興会と商工会が小学生を対象に募集した「タカハマのみちに呼び名をつけちゃおう」で選ばれた3つの名前のストリート看板ができあがりしました。オニマルシェの会場では、その除幕式と表彰が行われました。

すてきな名前がつけられましたので、ぜひ愛称で呼んでみてくださいね。

レポート

刈谷豊田総合病院市民公開講座

◆もしも“がん”といわれたら…
～困らないための準備をしましょう～

日 4月18日(土)

午前10時30分～正午

場 刈谷豊田総合病院

診療棟5階(第1・2会議室)

費 無料

※申込不要

講 牧野雅子氏(がん看護専門看護師)、樋渡貴晴氏(医療ソーシャルワーカー)

問 刈谷豊田総合病院総務グループ

☎25-9215

西三河イベントだより

知立市

知立まつり

初夏を飾る一大風物詩で、1年おきに本祭と間祭が行われます。

間祭となる今年は、5つの町から勇壮華麗な5台の花車が繰り出され、知立神社に奉納されます。

日 5月2日(土)・3日(日・祝)

場 知立神社(名鉄知立駅下車徒歩

12分)および周辺道路

問 知立市観光協会(知立市役所経済課内)☎83-1111



「広報たかはま」 広告募集

個人・事業者を問わず、随時募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

◆申込方法

所定の申込書(市公式ホームページおよび市役所3階総合政策グループにて配布)に必要な事項を記入し、広告原稿を添えて総合政策グループへ提出

※提出後、広告内容の審査があります。

掲載回数・期間	1回
掲載位置	情報ページ下部
サイズ	縦5センチ×横8.5センチ※4枠までつなぐことが可能
掲載料(税込)	1枠 15,000円(税込)
締切	掲載号の原稿締切日(発行日の約40日前)
募集枠数	8枠

申込・問合せ先 総合政策グループ

☎52-1111(内線339)

Eメール seisaku@city.takahama.lg.jp

刈谷市大学連携講座受講生募集

申込方法 4月15日(水)(消印有効)までに、ハガキまたは申込用紙(1講座1枚)に希望する講座名、氏名(ふりがな)、年齢、住所、電話番号、勤務先(名称および所在地)を記入して、中央生涯学習センター(刈谷市総合文化センター内)へ申し込んでください。

○申込多数の場合は抽選とし、結果は全員に連絡します。ただし、刈谷市在住、在勤の人を優先します。

○申込用紙は問合せ先にて配布します。

○子どもを連れての受講は遠慮してください。

愛知教育大学連携講座					
講座名	日時		対象	受講料	講座の概要
			定員	教材費など	
不登校の支援(発達障がいを抱える子どもも含む。)を考える	5月16日		一般 50人	300円	不登校の子どもが心を成長していくために必要な支援について
	土	10:00~12:00		無料	
国指定天然記念物小堤西池のカキツバタ群落の現状と保全	6月6日		一般 50人	300円	カキツバタ群落の現状と現在行っている保全方法について
	土	10:00~11:30		無料	
子育て・子育ての「現在」を考えるージェンダーとネットワークの視点からー	6月13日		一般 50人	300円	「子育て・子育て」を支えるために必要なものは何かについて
	土	13:30~15:00		無料	
名城大学連携講座					
講座名	日時		対象	受講料	講座の概要
			定員	教材費など	
感染症を予防するためには	7月18日・25日		一般 100人	600円	さまざまな感染症の原因や、ワクチンの仕組みなど予防法について
	土	10:00~11:30		無料	

申込・問合せ先 中央生涯学習センター(刈谷市総合文化センター内) ☎21-7430

〒448-0858 刈谷市若松町2-104

催し 募集

日 日時	催 主催
場 場所	講 講師
内 内容	他 その他
募 募集対象人数	申 申込先・申込方法
持 持ち物	問 問合せ先
費 費用	

不用の学生服をリサイクル しませんか

不用になった学生服の回収と販売を実施します。

もういらないけど、捨てるにはもったいない。あるいは、衣替えを控えたこの時期に、もう一着欲しいという方は、ぜひお越しください。

◆不用学生服の回収

日 5月9日(土)

午前10時～午後3時

場 リサイクルプラザ

費 学生服1点につき100円で回収

◆リサイクル学生服の販売

日 5月10日(日)

午前10時～午後1時

場 リサイクルプラザ

費 学生服1点につき300円で販売

※数量・サイズにはかぎりがありますので、早めに来場してください。

問

・リサイクルプラザ

☎53-5379

・高浜おてん婆おてん娘まちづくりの会

☎52-6598

リサイクルプラザ フリーマーケット出店者募集

日 5月10日(日)

午前10時～午後1時

※荒天の場合は5月17日(日)に順延

場 リサイクルプラザイベント広場

募 碧南・高浜市内在住・在勤者で、満20歳以上の営利目的でない方
※出店数53店(先着順)

区画1店当たり2.5m×2m

費 500円

催 衣浦衛生組合リサイクルプラザフリーマーケット実行委員会

申 4月11日(土)～26日(日)

午前10時～午後4時(月曜休館)

に住所または勤務先を証明できるもの(保険証、免許証、身分証明書など)を持参のうえ、リサイクルプラザへ直接申込

※電話申込不可

申問 リサイクルプラザ

☎53-5379

介護予防事業 「元気はつらつ教室」

運動は、筋力・持久力・柔軟性の維持による転倒予防のほか、認知症予防にも重要とされています。

この教室では、年齢にあった効果的な運動を楽しみながら行います。

日 5月18日～7月13日

隔週月曜日(全5回)

午前9時45分～11時30分

場 全世代楽習館(本郷町六丁目)

内 音楽にあわせてストレッチ体操や筋力アップの体操など

募 65歳以上の市民20人

費 無料

申 いきいき広場内保健福祉グループへ電話で申込

※定員になりしだい締切

※定員を超える場合は、初参加の方を優先

申問 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871

サン・ビレッジ衣浦 ワンポイントレッスン

専門コーチが指導しますので、初心者の方も安心して参加できます。

健康増進あるいは体力づくりを考えている方、ぜひ参加してください。

・水中ウォーキング(第1水曜日/午後2時～3時)

・ヨガ(第2・第4水曜日/午後7時～8時)

・リズム体操(第3水曜日/午後7時～8時)

・ポールでエクササイズ(第1・第3金曜日/午後7時～8時)

・アクアビクス(第2・第4金曜日/午後7時～8時)

※ヨガおよびリズム体操のワンポイントレッスン中は、卓球設備の利用不可

※臨時的に変更する場合あり

場 サン・ビレッジ衣浦(温水プール(ヨガ、リズム体操は軽運動室))

募 持

・ヨガ…15歳以上(中学生を除く。)28人(要予約) / 動きやすい服装、大きなタオルなど

・リズム体操…15歳以上(中学生を除く。)18人(要予約) / 動きやすい服装、シューズ、大きなタオルなど

費

・水中ワンポイント/プール入場料(大人440円)のみ

・ヨガ・リズム体操/プール・浴場いずれかの入場料(大人440円)のみ

問 サン・ビレッジ衣浦

☎41-2655



新☆健康自生地を紹介します！



2月の健康自生地認定審査会において、新たに2か所が「健康自生地」として認定され、全部で60か所(3月1日現在)になりました。興味のある活動や近くの健康自生地に、ぜひ一度足を運んでみてください。いろいろお気に入りののでかけ先を見つけて、楽しく健康的な毎日を過ごしましょう！

健康自生地って何？

家に閉じこもって生活が単調・不活発になると、認知症をはじめとする介護のリスクが急速に高まります。

高齢者の皆さんが閉じこもることなく、いきいきとした生活を送ることができるよう、皆さんが自分から出かけたいような場所や地域の皆さんとふれあえる場所を、高浜市では「健康自生地」と名づけ、認定しています。

各健康自生地の運営は、地域の皆さんが自主的に行い、高齢者の皆さんの居場所づくりに協力いただいています。

認定No. 59 カラオケハウス響

【連絡先】91-3638

実施日	時間	場所	参加費	予約
木曜日以外	10:00~ 18:00	芳川町二丁目3-18	なし <small>※実費徴収あり</small>	不要
・カラオケをとおして人のふれあい、健康維持のため、皆さんとの交流を図ります。 ・いきいき健康マイレージ通帳の提示で、1品サービスがあります。 ・ドリンク代500円、チケット11枚綴り1,000円で楽しめます。 誕生月の人や来店回数25回達成で、チケット1冊のプレゼントがあります。				

認定No. 60 タカハマ！まると宝箱

【連絡先】52-1111 (園文化スポーツグループ)

実施日	時間	場所	参加費	予約
実施日時・場所はその都度変わりますので、問い合わせてください。			なし	不要
・かわら美術館や郷土資料館など市内のさまざまな場所に、あらゆる世代が集い、高浜市の歴史・伝統・文化・自然・民話などの個性豊かな魅力に迫ります。 ・自分たちの言葉で魅力を編集・発信し、財産として将来に語り継いでいきます。				

◇健康自生地の情報はここから GET!! して、どんどん出かけよう！

①情報誌「でいでーる」

3か月に1回発行し、季節にあわせた特集やイベント情報、新たに認定された健康自生地の紹介などを掲載しています。地域の皆さんもたくさん登場！表紙の川柳や、裏表紙のクイズコーナーも楽しみのひとつです。



②専用ホームページ「たかはま元気 de ねっと」

各健康自生地の紹介や月間予定、健康自生地スタンプラリーなどのイベント情報などを掲載しています。活動を取材したようすや、月間予定にない「健康自生地イベント」なども、新着情報でタイムリーに掲載しています。



③メールマガジン

携帯電話やパソコンに、翌週の健康自生地の活動予定や○×クイズなどを発信しています。イベント情報や開催日時の変更などは、いち早くゲットできます。



【登録方法】①QRコードを読み取り、空メール(件名や本文は無し)を送信または②mmon@takahamashi.infoへ空メールを送信⇒本登録の案内メールが届きます。

④広報たかはま

毎月1日号の広報たかはまで、新たに認定された健康自生地の紹介を行っています。他にも、今回のような情報をゲットする方法、健康自生地スタンプラリーの情報、健康自生地からのお知らせ、情報募集など、さまざまな情報も掲載しています。



問合せ先 いきいき広場内生涯現役まちづくりグループ ☎52-9873

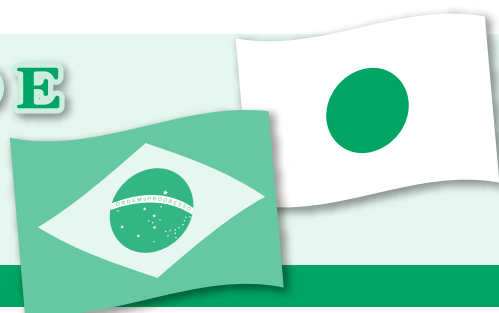
専用ホームページ「たかはま元気 de ねっと」 <http://www.takahamashi.info/>

たかはま元気

検索

PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ



Cartão do Subsídio Assistência Saúde Infantil.

子ども医療費受給者証について

A cobertura do subsídio despesas médicas infantil foi ampliado desde de janeiro de 2010(Heisei 22) abrangendo faixa etária de zero anos até a criança formar terceiro ano ginasial (15anos)31 de março.

Enviamos o cartão no mês de março à família que possuem filhos que irão ingressar a escola primária do ensino fundamental a partir deste ano, sendo assim o uso deste será permitida após o ingresso à escola.

Porém crianças na fase anterior ao ingresso no ensino fundamental deve continuar usando o atual cartão do subsídio assistência saúde.

O novo cartão por mudança de faixa etária será emitido em sequência, antes do vencimento da validade do atual.

Aqueles que não receberam o cartão ainda, entrem em contato com o balcão do Shimin Madoguchi Grupo.

Estamos notificando individualmente cada família em que há criança que estão para ingressar na escola e ao mesmo tempo necessitam trocar o cartão de assistência médica para o de família de mãe solteira ou de portadores de deficiência. Aqueles que ainda não fizeram requerimento para troca, realizar os trâmites de alteração no mais tardar até meados de abril.

O cartão de subsídio assistência saúde infantil vencido deverá ser devolvido no balcão Shimin Madoguchi da prefeitura de Takahama.

MAIORES INFORMAÇÕES:Setor Shimin Madoguchi Group ☎ 52-1111 (Ramal 227 ou 217)

Inscrições abertas para o Conjunto Habitacional da Prefeitura

市営住宅入居者募集

Estão abertas as inscrições para 1 unidade habitacional da Prefeitura. (Por sorteio)

DADOS DA UNIDADE (Para famílias em geral):

- Conjunto habitacional **Yuyama, Bloco 3 - Apto. N° 201** (2° andar) (Yuyama-cho 8-12-1).
- Construção de porte médio em material resistente ao fogo, com 4 andares. 3DK(6,6DK)

REQUISITOS PARA INSCRIÇÃO (Requisitos Básicos):

* Atualmente, ter familiares que moram ou que tenham a pretensão de morar juntos (incluindo aqueles com o qual já vive conjugalmente ("Naien Kankei"), ou esteja planejando se casar ("Konyaku Chū"). Como segue abaixo).

※ Pessoas solteiras (como os idosos), desde que se enquadrem nas condições exigidas, poderão se inscrever. Exceto no caso de famílias separadas ou unidas de forma forçada (intencionalmente).

E estes não sejam membros de organizações mafiosas, como determina o regulamento das moradias públicas de Takahama.

* **Critério de Renda:** Para as famílias em geral, a renda permitida é de até 158.000 ienes, podendo em alguns casos específicos, atingir o máximo de 214.000 ienes.

* Comprovar que atualmente se encontra com dificuldades em relação à moradia.

* Não estar com os impostos municipal e da província, atrasados (inclusive Kokumin Hoken).

OUTRAS INFORMAÇÕES:

* Além do aluguel, é necessário pagar o condomínio (automaticamente torna-se membro da Associação de Moradores (Jichikai)).

*O aluguel é corrigido anualmente conforme a renda do inquilino. (Para maiores informações, favor consultar).

※ Esteja ciente de que as construções das unidades oferecidas são antigas, portanto nas paredes e nos pisos por exemplo, há certo grau de desgaste que não é possível ser restaurado.

※ Instalação da banheira(Ofuro) será por conta do inquilino.

※ No caso de ser contemplado é expressamente proibida a criação de animais domésticos, por isso leia atentamente o manual de orientações.

※ Outros avisos a serem comunicados. Favor consultar.

PERÍODO DE DISTRIBUIÇÃO DOS FORMULÁRIOS DE INSCRIÇÃO:

De 1/04/2015 (Quarta-feira) a 16/04/2015 (Quinta-feira)

Horário: das 8h30min. às 17h15min.

(Inclusive Sábados e Domingos na parte da manhã)

PERÍODO PARA ENTREGA DAS INSCRIÇÕES:

De 6/04/2015 (Segunda-feira) a 16/04/2015 (Quinta-feira)

Horário: das 8h30min. às 17h15min.

(Inclusive Sábados e Domingos na parte da manhã)

LOCAL DE DISTRIBUIÇÃO DOS FORMULÁRIOS DE INSCRIÇÃO:

Prefeitura de Takahama Shimin Seikatsu Group (1° andar)

SORTEIO, EXPLICAÇÕES PARA A ENTRADA NO APARTAMENTO:

Local: Prefeitura de Takahama - Sala de Educação do Subsolo.

Data: 15/05/2015 (Sexta-feira) às 10h00.

※ A presença é obrigatória, sendo permitido nomear um representante.

PREVISÃO DE ENTRADA NO APARTAMENTO:

Data: 1/06/2015 (Segunda-feira)

PARA MAIORES INFORMAÇÕES:Shimin Seikatsu Group ☎ 52-1111 (Ramal 265)

平成26年度保育サービス 第三者評価の結果

市では、市内の保育所・幼稚園・認定こども園での保育サービスの質の向上と利用者の皆さんに対する情報提供のため、保育サービス評価を行っています。

保育サービス評価委員会による平成26年度の評価結果がまとまりましたので、公表します。

評価結果は、市役所3階こども育成グループ、各保育園・幼稚園・認定こども園、各児童センターの窓口、市公式ホームページで閲覧できます。

高浜市保育所・幼稚園保育サービス 評価委員会の委員を募集します

市では、市内の保育所・幼稚園・認定こども園における保育サービスの質の向上と、利用者の皆さんに対する情報提供に資するため、保育サービス評価委員会を設置し、当事者(事業者・利用者)以外の第三者による評価を行っております。

このたび、平成27年度の評価を行うにあたり、市民の皆さんから評価委員を募集します。

対象 市内在住の20歳以上の方で、保育サービスに関心のある方。ただし、市内の保育所・幼稚園・認定こども園に入園している園児と同一世帯の方は除きます。

会議回数 年4回程度(1回あたり2時間程度)

訪問調査 年7回程度。市内の保育所・幼稚園・認定こども園における保育サービスについて、訪問調査により、評価を行っていただきます。訪問調査は終日(午前8時15分～午後4時30分ごろ)を予定しています。

募集人数 3人

任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日

申込方法 こども育成グループ備え付けの応募用紙で申込

申込期限 4月20日(月)

問合せ先 両こども育成グループ(内線362)



高浜市立幼稚園評議員 を募集します

市では、市民の皆さんの意向を把握し反映させ、その協力を得て、開かれた幼稚園運営を推進することを目的として、幼稚園評議員を募集します。

幼稚園評議員は、幼稚園教育に関する識見を有する方やPTA代表の方などのほか、市民の皆さんにも参加していただきます。

内容 幼稚園教育に意見を述べる。

対象 市内在住の20歳以上で幼稚園教育に関心のある方。ただし、幼稚園に入園している幼児の世帯員は除きます。

会議回数 年2回

募集人数 1人 ※面接によって決定します。

任期 平成27年5月1日～平成28年3月31日

申込方法 こども育成グループ備え付けの応募用紙で申込

申込期限 4月17日(金)

問合せ先 両こども育成グループ

☎52-1111(内線315)

高浜市子育て支援ネットワーク メールマガジンに登録を

市内の子育て支援施設や保健センター、児童センターなどのイベントや行事予定、困った時の相談先など、子育てに関するさまざまな情報をホームページに掲載しています。

ホームページは、パソコン、スマートフォン、携帯電話で閲覧できます。行事予定などの一部の情報は、3種類のメールマガジン(年齢別)で定期的に配信していますので、登録して活用してください。

メールマガジンのバックナンバーはホームページで見ることができます。

すでに登録されている方で、お子さんの年齢区分が変わられる方は、対象となる年齢区分のメールマガジンへ登録をお願いします。

メールマガジンの登録方法

QRコードか、ホームページから登録できます。

<メールマガジンQRコード>



<0～2歳児>



<3～5歳児>



<小・中学生>

子育て支援情報

市役所子ども育成グループから、子育て支援情報に関する情報を毎月1日でお知らせします。

問合せ先 困ども育成グループ
☎52-1111 (内線362)

No. 119



Happa さんのエピソードです。

27年度の食育テーマは “たのしい”

たのしく食べていますか？

高浜市子ども食育推進協議会では、年度ごとにテーマを決めて食育啓発をしています。

27年度の食育テーマは「たのしい」です。たのしいことには、興味を持ったり、やってみよう、頑張ろうなど、前向きな気持ちになります。

「たのしい」と感じることから食育を始め、「たのしい」と感じながら食育の幅を広げていくことをめざしています。



食事は、いっしょに食べる人がいてこそ「たのしい」と感じられます。

毎月19日は「家族そろって食べる日」です。

大人が「子どもといっしょに食べる」ことを大切に、子どもが将来、自分の食事を自分でプロデュースできるように、食に関するさまざまなことをたのしく伝えましょう。



子ども食育マスコットキャラクターのかわら食人カワラッキーが、保育園で子どもたちが食べている給食やおやつのでき方の一部を紹介します。家庭でも簡単にできます。ぜひ、お子さんといっしょに作ってみてください。

◆キャベツのみそサラダ

材料(4人分)

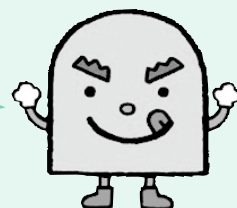
キャベツ140g、胡瓜40g、人参20g
A(味噌小さじ1、醤油小さじ1弱、酢大さじ1弱、砂糖少々、ごま油小さじ1、サラダ油小さじ1、すりごま小さじ1弱)

作り方

- ① キャベツは短冊切り、胡瓜と人参は太めの千切りにする。
- ② ①を好みの固さにゆでて、水気をしぼる。
- ③ Aをよく混ぜ、②にかける。

みそは大きく分けて3種類あるよ。

- ・大豆から作る「豆みそ」
 - ・大豆と米から作る「米みそ」
 - ・大豆と麦から作る「麦みそ」
- 混ぜ合わせたものが「合わせみそ」だよ。



大切に育てられた淡墨桜の下でお花見はいかが？



「十七八会」が平成20年に桜の育成・普及などに功績のあった団体として、(財)日本さくらの会から「さくら功労者」として表彰された記念碑が木のそばにある。

▲大山緑地内の心字池の北側にある3本の木。淡い色合いがソメイヨシノとは違う趣がある。

“撮っておき” の たかはま

【第31回】

「ひと」「もの」「文化」などなど、有形・無形を問わず、高浜市の日常の暮らしの中にあるとっておきの「お宝」を紹介します。

うすすみ 淡墨桜 (大山緑地)

桜の咲くこの季節、大山緑地を散策して大きな淡墨桜に気づいた方も多いのではないだろうか。この桜は、昭和17年・18年生まれの高浜小学校同年者約100人が集う「十七八(となや)会」の皆さんが、昭和63年に岐阜県本巣市(旧本巣郡根尾村)にある国の天然記念物の淡墨桜の種から育てた苗木を、縁あって刈谷の同年グループの方からプレゼントされ、植樹したものだ。

植樹を行った森泰浩さん(春日町)は次のように語る。「植樹してから7~8年花が咲かなくて、根尾村まで育て方を聞きに行ったりしたんだが、10年目にやっと花が咲いて嬉しかったものだよ。10年くらいしないと花が咲かない種類らしい。年3回は肥料をやり周辺の清掃活動もしているが、毎年清掃のあとで仲間と花見をするのが一番の楽しみだよ。」

神谷悦司さん(二池町)は、「傾斜のあるところだから土が流れないように囲いをしたり、世話は大変だけど、大きく育ててくれて本当によかった。実は、4年前にも『十七八会』で、古希の記念に馬場の西側に3本植樹したんだ。新しい苗木が花をつけるのを楽しみにしているよ。」と語った。

つぼみは薄いピンク、満開は白、散るころは淡い墨色に花の色が変わるこの桜。作家・宇野千代がよみがえらせた有名な淡墨桜の子孫と知ると驚く方も多だろう。ソメイヨシノよりも開花が早いいため、見たい方はお早目に。

LELA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んでください!

広報 たかはま

早期配布にご協力ください。

編集・発行／高浜市役所総合政策グループ
〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2
TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110
<http://www.city.takahama.lg.jp/>
電子メール info@city.takahama.lg.jp